

# 会津若松市国土強靱化地域計画

令和2年12月  
会津若松市

# 目 次

## 第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 強靱化を推進する上で基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第3章 地域特性

- 1 会津若松市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 会津若松市における主な自然災害リスク・・・・・・・・・・・・ 8

## 第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

- 1 脆弱性評価の枠組み及び手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 脆弱性評価と推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## 第5章 計画の推進

- 1 推進方針の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
- 2 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
- 3 進捗管理及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
- 4 計画推進のための取組（具体的事業）・・・・・・・・・・・・ 94

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定しました。

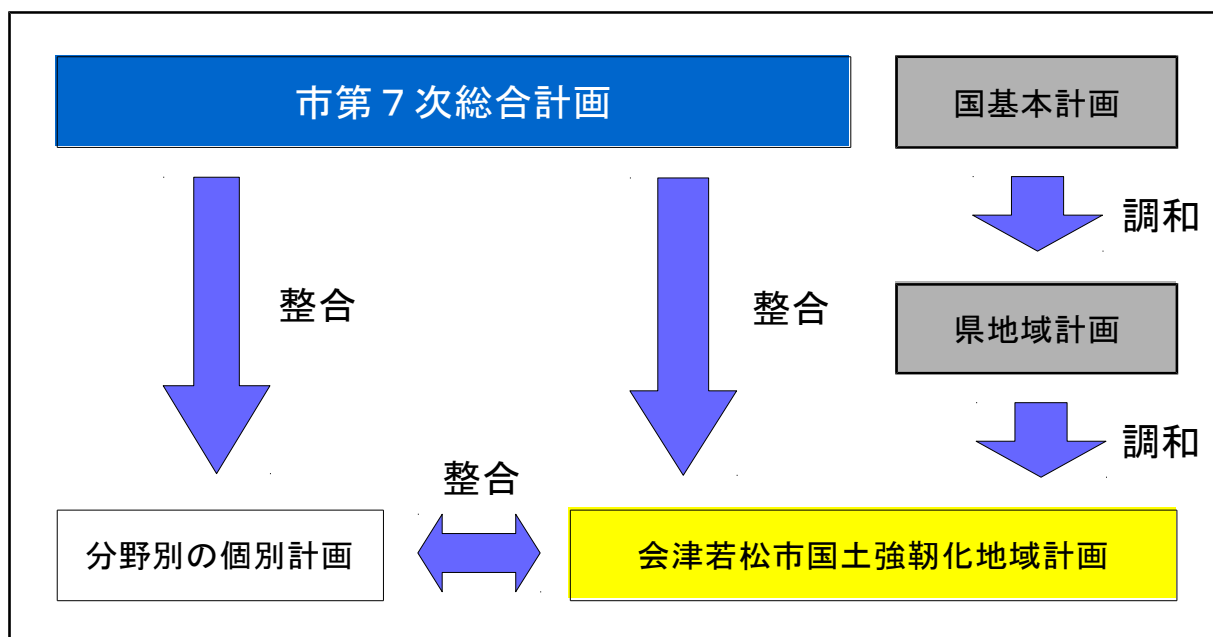
基本法の中で、地方公共団体は、地域の状況に応じて国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する基本的な計画を策定・実施することが求められており、福島県においても、安全で安心な県づくりを推進するための指針として、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」を策定しました。

本市においては、第7次総合計画の政策目標の一つとして「安全、快適な基盤づくり」を掲げ、災害被害が少ないまちを目指し、自助、共助、公助が連携して地域防災力の向上に取り組んでおります。

今後、地球温暖化の影響により、台風の大型化や豪雨の発生頻度が高くなることなどが懸念されているところであり、本市としても、基本法の趣旨を踏まえ、国、県と連携しながら、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った安全安心な地域社会を構築するため、「会津若松市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、「国土強靱化基本計画」や「福島県国土強靱化地域計画」と調和を保ちつつ、「会津若松市総合計画」や「会津若松市地域防災計画」との整合を図りながら、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。



### 3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本目標

国土強靱化基本計画及び福島県国土強靱化地域計画を踏まえ、本市の国土強靱化を推進するための4つの基本目標を設定します。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興が図られること

### 2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定します。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画、県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進します。

#### (1) 強靱化の取組姿勢

- 本市の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 国、県、市、市民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

#### (3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

## (5) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の推進

- 持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に貢献するため、強靱化の各施策は、災害時だけでなく、平時にも効果を発揮し、様々な社会課題の解決にも寄与することとする。  
なお、本計画は、SDGsの17の目標のうち次の目標達成に寄与する。



1…貧困をなくそう

11…住み続けられるまちづくりを

13…気候変動に具体的な対策を

## 第3章 地域特性

### 1 会津若松市の地域特性

#### (1) 地勢

本市は、福島県の西部、会津盆地の東南に位置し、東京から約300km、県庁所在地福島市から約100kmの地点にあります。

東は猪苗代湖に、西は阿賀川、宮川に接し、南は布引山や大戸岳などの山々を、北は日橋川を境としています。

盆地の南側は、高い扇状台地で沖積層に覆われています。

本市の市域面積は382.99km<sup>2</sup>であり、地形は東西に短く、南北に長くなっています。

市域のうち山林面積が約55%を占め、市域の北西にある市街地は、中心を湯川が流れ、東から西へ緩やかな傾斜を成しています。

#### (2) 気象

本市の気候は、日本海側の気候に近い特性を持ち、冬は降雪が続いて積雪が多く、日照は少なくなります。また、季節風そのものは強くはありません。春は比較的乾燥した晴天の日が多くなります。梅雨現象もはっきりしないものの、その末期には大雨が降りやすくなります。盆地なので、夏は極めて日中の気温は高いものの、熱帯夜になることはほとんどありません。秋は1年中で最も晴天に恵まれる一方、早朝には放射霧が発生することが多くなります。

平年値で見ると夏期8月に日最高気温は、30.6℃、冬期1月の日最低気温は、-3.7℃、12月から3月までは最低気温が氷点下となる日が多く、年最深積雪は59cm、積雪日数は78.0日に及びます。また、年降水量は、1,213.3mmとなっています。



### (3) 人口・世帯の移り変わり

(各年10月1日現在)

年次	人口	世帯数	年次	人口	世帯数
明治32年	30,488人	5,379世帯	昭和45年	104,065人	27,744世帯
大正元年	39,575人	5,931世帯	50年	108,650人	31,402世帯
9年	45,492人	6,977世帯	55年	114,528人	35,931世帯
14年	45,402人	7,801世帯	60年	118,140人	38,078世帯
昭和5年	43,996人	7,957世帯	平成2年	119,080人	39,661世帯
10年	46,083人	8,515世帯	7年	119,640人	41,995世帯
15年	49,824人	9,313世帯	12年	118,118人	43,347世帯
20年	56,217人	11,405世帯	17年	122,261人	45,420世帯
昭和25年	60,034人	12,589世帯	平成22年	126,220人	47,891世帯
30年	97,885人	18,943世帯	27年	124,062人	49,431世帯
35年	99,546人	21,273世帯			
40年	102,239人	24,623世帯			

\*平成16年度に旧北会津村と合併、平成17年度に旧河東町と合併。以降は、合併後の人口となります。

### (4) 交通

周囲を山に囲まれ、積雪寒冷の地である本市にとって、交通網の整備促進は、災害時の物流確保や広域的な避難に重要な役割を果たします。

本市は、環太平洋地域と環日本海地域の間接点に位置しており、県内外の主要都市と本市を結ぶ磐越自動車道及び会津縦貫道（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）を「広域連携軸」とし、県内外の人々との交流や物流の軸と考えていますが、今後も平時における利便性の向上に加え、災害時に備えた交通ネットワークの整備を進める必要があります。

## 2. 会津若松市における主な自然災害リスク

### (1) 地震

会津盆地には、会津盆地西縁断層帯（以下「西縁断層帯」という。）、会津盆地東縁断層帯（以下「東縁断層帯」という。）が認められ、マグニチュード7を超える直下型地震が起こる可能性があります。

「東縁断層帯」、「西縁断層帯」ともに甚大な被害が発生しますが、特に「東縁断層帯」においては、市内ほぼ全域が「震度6強」以上で市内中心部や湊地区を含めた広い範囲で「震度7」となり、家屋が倒壊し、それに伴う火災も各地区で発生し、死者及び負傷者も甚大な数となることを見込まれます。また、上下水道をはじめとするライフライン被害も甚大で、道路・橋りょうについても陥没や倒壊が予想されます。

#### 【過去の主な災害】

- ・ 慶長 16（1611）年 9月 強い地震あり会津城をはじめ倒壊した家屋が多く、死者 3,700 余名
- ・ 平成 23（2011）年 3月 東北地方太平洋沖地震 会津若松震度 5 強

### (2) 風水害

季節的には、6・7月の梅雨時に前線活動がしばしば活発となり、大雨又は局地的豪雨に見舞われることがあります。また、8・9月にかけては台風の接近、上陸により暴風雨、豪雨による被害が予想されます。

#### 【過去の主な災害】

- ・ 昭和 31（1956）年 7月 大雨で会津を中心として死者約 30 名、床上浸水約 1,900 戸他
- ・ 平成 14（2002）年 10月 台風 21 号により床上浸水 63 件、床下浸水 244 件

### (3) 土砂災害

本市は、周囲を山林が占めるため、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」等の危険箇所が多数あり、豪雨時や地震に伴う二次災害として、「崖崩れ」や「土石流」、「地すべり」などが発生した場合、大きな被害が予想されます。

#### (4) 雪害

本市は、積雪寒冷地であり、特に毎年12月から3月までの期間に、豪雪、着雪、なだれ等が発生することに伴い、人的被害や水路の溢水、農業被害などの様々な被害や住居、交通、食品流通等に大きな影響が予想されます。

また、これらの豪雪以上の降雪により、市民生活への著しい支障や、孤立集落等の発生等も想定されます。

##### 【過去の主な災害】

- ・平成13(2001)年1月 大雪により死者2名、交通が混乱。降雪量65cm
- ・平成18(2006)年1月 大雪により、負傷者7名、農業被害。最深積雪82cm

#### (5) 火山噴火

火山噴火については、対象となる活火山としては磐梯山があります。

積雪期の噴火の場合、雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る融雪型火山泥流の発生により、広範囲に渡り大規模な災害となる恐れがあります。

磐梯山では、仙台管区気象台に設置された「地域火山監視・警報センター」において、火山活動を24時間体制で常時観測・監視しています。

有史以降の噴火はすべて水蒸気噴火であり、詳しい記録が残されているのは1888年噴火だけとなっています。

## 第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

### 1 脆弱性評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本市を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本市が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本市の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施しました。

#### (1) 本計画の対象とする災害リスク

本計画は、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後本市に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、災害リスクの対象とします。

#### (2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本市の地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

で復興できる条件を整備する	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失
	8-5	事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評等による地域経済等への甚大な影響

### （３）施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靱化施策分野として、11項目の施策分野を設定しました。

強靱化施策分野（11項目）		
個別施策分野 （9項目）	1	行政機能／消防等
	2	住宅・都市
	3	保健医療・福祉
	4	ライフライン・情報通信
	5	経済・産業
	6	交通・物流
	7	農林
	8	環境
	9	国土保全・土地利用
横断的分野 （2項目）	10	リスクコミュニケーション
	11	長寿命化対策

#### **(4) 評価の実施手順**

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部署等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための部局横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施しました。

## 2 脆弱性評価と推進方針

【事前に備るべき目標 1】	直接死を最大限防ぐ	
リスクシナリオ 1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	
①庁舎等の機能確保	〔企画政策部・総務部・建設部〕	
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○市有建築物のうち、防災上重要建築物及び特定建築物の耐震化率は令和元年度末現在 88.9%となっています。</p> <p>○大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、市庁舎（本庁舎、栄町第一庁舎、栄町第二庁舎、追手町第二庁舎）の維持管理について計画的な改築又は修繕に努めるとともに、災害対応時に使用する設備を充実する必要があります。</p> <p>○防災拠点となる本庁舎の耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要があります。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○市有建築物の多くは、震災時の被害情報収集や災害対策指示、避難所などとして使用されることから、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、対象建築物の耐震化を図ります。</p> <p>○災害時において市役所機能を確保するため、市庁舎の長寿命化などの老朽化対策や改築を計画的に進めます。また、消防設備や発電機といった防災設備の適切な維持管理、更新等を行います。</p> <p>○令和4年度より仮庁舎として利活用する追手町第二庁舎については必要な改修等を計画的に進めていきます。</p> <p>○本庁舎については、災害時において本庁舎が防災拠点施設として機能するため、庁舎整備基本計画により、本庁舎旧館を耐震化し、新庁舎を整備します。</p>		



指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	市有施設の耐震化率	88.9%	98.0%

## ②学校施設（避難所施設）の耐震化等

〔教育委員会〕

### 【脆弱性評価】

- 耐震化が必要である校舎等について耐震補強工事を実施してきており、構造体の補強については令和3年度中に全て完了する予定です。
- 構造体の耐震補強工事にあわせて、窓ガラスへの飛散防止フィルム施工などの改修を進めてきましたが、大規模空間における吊り天井やその他非構造部材など、一部改修が必要な箇所があります。
- 生活様式の変化に伴う住宅事情等に対応するためトイレの洋式化を進めているところであり、今後も整備していく必要があります。
- 学校施設については全般的に老朽化が進んでいることから、適切な保全が必要です。

### 【推進方針】

- 耐震化事業として、非構造部材の改修を計画的に進めていきます。
- トイレの洋式化については、区画整備率100%を目標に整備を進めていきます。
- 屋内運動場の屋根改修や校舎等の外壁改修、さらには校舎屋上の改修等について、計画的に実施することで、安全・安心な教育環境の確保を図ります。
- バリアフリー法の改正により、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー適合義務の対象となる施設（特別特定建築物）に公立小中学校を追加するための規定が整備されたところであり、建物の新築・改修などを行う際には、これまでと同様、ユニバーサルデザインに配慮した取組を進めていきます。

### ③公園の整備

〔建設部〕

#### 【脆弱性評価】

- 都市公園施設は、幼児から高齢者まで誰もが利用できる憩いの場や都市における環境保全、景観形成の役割を有する他、災害発生時の避難場所としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害の備えが必要です。また、老朽化が進む都市公園施設について、公園施設長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全を確保していく必要があります。
- 管理する都市公園のうち、あいづ総合体育館や鶴ヶ城体育館については、災害時に避難所として多くの避難者を受け入れる施設ですが、老朽化が顕著に見受けられ、耐震化等の防災・減災対策が必要です。
- 再生可能エネルギーを公園施設で使用し、災害時（停電時）には補助的な電源として使用可能なシステムづくりと整備が必要です。

#### 【推進方針】

- 公園施設長寿命化計画に基づく施設更新と引き続き適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と防災機能の確保や公園利用者の安全・安心の確保を図ります。
- あいづ総合体育館や鶴ヶ城体育館及び大町中央公園等の市内の主な公園について、災害時の避難所として多くの避難者を受け入れる重要な施設であることから、耐震化や施設の防災機能の充実等の防災・減災対策の実施を図ります。
- 民間活力や官民連携による公園施設への再生可能エネルギーや蓄電設備等の導入を検討し、平時や災害時に使用可能なシステムづくりの研究を進めます。

#### ④道路・橋りょう等の長寿命化

〔建設部〕

##### 【脆弱性評価】

○大規模災害時に応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、

各防災拠点ネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。本市では、市道の道路施設である舗装路面や法面、橋りょう、トンネル、道路付属物等である道路標識、道路照明灯などの安全性について総点検を実施し、健全度を把握しています。

会津若松市市道舗装補修計画や市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っており、緊急輸送道路（第2次確保路線9路線、第3次確保路線11路線）や幹線等の重要な路線については優先順位を付け実施し、良好な道路状態の維持を図っています。

○本市では613橋の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後40～50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路や幹線道橋等の橋梁や跨線橋等について、優先的に延命化（長寿命化）を図っています。

##### 【推進方針】

○大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。また、市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕を行います。

○災害時においても緊急輸送道路等の市道の安全な通行を確保するため、「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の延命化（長寿命化）を推進します。実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	橋りょうの修繕率	37.7%	100.0%

**【脆弱性評価】**

- 県立病院跡地（約2万5千㎡）は、鶴ヶ城及びその周辺の公共施設に隣接し、市街地中心部の大規模な土地であるため、本市のまちづくりにおいて重要な土地です。
- 平成31年4月に取りまとめた「県立病院跡地利活用基本構想」においては、「子どもの遊び場・子育て支援」をメイン機能として、また、「防災備蓄、避難場所」を必要不可欠な機能として示しており、これらの実現に向けて着実に取組を進めていくことが必要です。
- 会津若松駅前地区については、災害時の円滑な避難路の確保、道路交通円滑化のため、
- 市道幹I-9号線と市道幹I-6号線を結ぶ道路の形状や交差点のあり方について安全性と円滑性に課題があります。また、駅前広場は、歩行者と車両の交錯する形状、バリアフリー化、一般車と営業車の混在などの課題があります。
- これらの課題解決に向け、現地測量など施設整備についての基礎データ収集や官民連携可能性について調査を行い、市民や関係団体などからの幅広い意見を踏まえながら、
- 今後の事業の基本的な方針としての基本構想をとりまとめました。

**【推進方針】**

- 県立病院跡地については、県との協議を踏まえながら、「県立病院跡地利活用基本計画」の策定作業を通して、具体的な施設や「防災備蓄、避難場所」を含めた導入する機能について、さらには、官民連携の可能性、事業手法、スケジュール等を明らかにしていく考えです。
- 会津若松駅前地区については、安全で利便性の高い周辺道路及び会津若松駅前広場の整備を目指し、官民連携により市の事業コストを抑制しながら、より実現性が高く、より質の高い公共サービスと、災害時における住民の避難と災害対応における拠点の1つとしての施設整備の検討を進めます。

**⑥住宅・建築物の耐震化の促進**

〔建設部〕

**【脆弱性評価】**

○会津若松市耐震促進計画においては、住宅の耐震化率 95%（令和 7 年）や特定用途で一定規模の建築物についての耐震化率 98%（令和 7 年）を目標に定め、推進しています。

**【推進方針】**

○木造住宅や耐震診断の実施と結果報告が義務化された民間建築物（不特定多数が利用する大規模建築物や緊急輸送道路に指定された避難路沿道建築物）の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事への支援を進め、耐震化を促進します。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
		住宅の耐震化率	85.4%

**⑦宅地の耐震化**

〔建設部〕

**【脆弱性評価】**

○阪神・淡路大震災や東日本大震災等においては、谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地において、盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする盛土の地滑りの変動（滑動崩落）が生じ、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による被害が発生しています。

大規模な地震が発生した場合に、盛土造成地の崩落による被害から市民の生命と財産を守るために、大きな被害を生じさせる恐れがある大規模盛土造成地の有無を変動予測調査により把握・公表し、市民の災害に対する意識を高めていく必要があります。

**【推進方針】**

○大規模盛土造成地の宅地カルテを作成し、安全性を確認するとともに、継続して詳細調査を実施、その情報を公表し市民の災害に対する意識の高揚を図って行く。

また、大きな被害を生じさせる恐れがある大規模盛土造成地においては対策について検討する。

<b>⑧高齢者福祉施設等の耐震化等</b>	<b>〔健康福祉部〕</b>		
<b>【脆弱性評価】</b>			
○高齢者福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化改修・大規模修繕等のほか、施設の老朽化対策、非常用自家発電等の緊急対応設備の設置、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる必要があります。			
<b>【推進方針】</b>			
○市が所有する福祉施設等については、災害時にも継続的に利用できるよう、計画的に必要な改修等を推進します。また、事業者による施設の耐震改修、倒壊の危険個所の改修、非常用自家発電設備や給水設備の整備等については、国県の補助制度等を活用し、福祉施設等の防災・減災対策を促進します。			
指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	地域密着型施設における災害時通報システムの整備	100.0%	100.0%

<b>⑨認定こども園、保育所等の整備</b>	<b>〔健康福祉部〕</b>		
<b>【脆弱性評価】</b>			
○認定こども園・保育所等においては老朽化している施設もあることから、就学前の子どもたちの安全性の確保の観点から、施設整備等による防災対策の推進を図る必要があります。			
<b>【推進方針】</b>			
○公立の保育所等については、保育ニーズの変化や少子化等を踏まえた適正な規模と配置を検討のうえ、施設整備等による防災対策を図っていきます。			
○私立の保育所等については、増改築を含めた施設整備を行う設置法人に対し、国県の補助金等を活用するなど支援を行い、防災対策を促進していきます。			

<b>⑩空家対策の推進</b>	<b>〔市民部〕</b>
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○本市の空き家率は15.0%（平成30年住宅・土地統計調査）で平成25年（16.6%）と比較し減少していますが、依然、管理不全の空き家が点在しており、こうした空家は地震等による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生につながる危険性があります。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、「会津若松市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生を予防するとともに、</p> <p>管理不全の空き家について所有者による適正管理が行われるよう適切な対策を行う必要があります。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○「会津若松市空家等対策計画」に基づき、地域や関係団体等との連携による空家の発生抑制や、所有者への適正管理を促すための取組を推進していきます。また、適正に管理されておらず、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす空家については、その利活用や除却等の対応も含め、所有者に対して適正管理を促すため、法に基づく助言・指導を行っていきます。</p>	

<b>⑪火災予防の推進</b>	<b>〔市民部〕</b>
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○大規模な地震により同時多発的に火災が発生する恐れがあることから、平時より防火意識の啓発や防火設備の設置を推進する必要があります。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○市民の防火意識を高めるため、出前講座による啓発を進めます。また、火災予防を推進するため、消防署と連携した住宅用火災警報器の設置促進や市政だより・ホームページ等による啓発を進めます。</p>	

**⑫消防団の体制強化**

〔市民部〕

**【脆弱性評価】**

- 消防本部との連携により、広域的な常備消防体制と緊急搬送体制を確保しています。
- 消防団は少子高齢化や就業構造の変化、地域コミュニティ意識の希薄化などにより、新たな消防団員の確保が困難な状況となっています。
- 消防施設・車両等の整備については、経年劣化による老朽化が進み、計画的な更新・修繕の必要があります。

**【推進方針】**

- 平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、これまで以上に装備の充実や待遇の改善が求められていることから、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、消防団員の確保や機能別消防団員制度も含めた組織体制の見直しについて消防団と協議しながら検討を進めていきます。
- 消防団が利用する施設・設備・車両等については、適正な施設・車両等の整備のあり方を踏まえ、適切な維持管理、老朽化した施設・設備・車両等の更新等を計画的に進めます。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	消防団員定員充足率	91.5%	94.9%

**⑬消防水利の整備**

〔市民部〕

**【脆弱性評価】**

- 大規模な地震により火災が発生する可能性があることから計画的に消防水利の整備を進める必要があります。
- 老朽化した消火栓、防火水槽について、更新・修繕を行う必要があります。



**【推進方針】**

- 「消防水利の基準」及び、本市で策定した「消防水利整備計画」に基づいて消火活動上必要な箇所へ消火栓の設置を行います。
- 老朽化等による不具合箇所の修繕を実施しながら、既存消火栓及び防火水槽の適切な維持管理を行います。

リスクシナリオ 1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
①総合的な治水対策の推進	
	〔建設部〕
<b>【脆弱性評価】</b>	
○近年、頻繁に発生している局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）や、農地等の宅地化が進み、市街化が進展したことによる雨水の浸透能力や保水能力の低下等により、浸水被害が増加している状況にあります。	
<b>【推進方針】</b>	
○これまで行ってきた河川・水路や雨水幹線などの施設整備のほかに、雨水の流出を抑制する貯留・浸透施設等の流域対策や内水ハザードマップ等のソフト対策をあわせ、浸水被害の発生及び拡大を防止します。	
②土地利用の適正化	
	〔建設部〕
<b>【脆弱性評価】</b>	
○頻発・激甚化する自然災害に対応するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの災害ハザードエリアを考慮し、地域特性に応じた安全なまちづくりが必要となっています。	

**【推進方針】**

- 居住や都市機能の適正な維持・誘導を図ることを目的とした「市立地適正化計画」を策定し、災害リスクの小さい区域への居住誘導など、安全な土地利用を推進します。

**③河川や水路の改修****【建設部】****【脆弱性評価】**

- 平成14年度に三度にわたり浸水被害があったことを受け、浸水箇所の現地調査を行い、溢水の原因と対応策を検討し、短期的に対応ができるものとして、水路や道路側溝の部分的な改修など整備を行い、平成26年度までに完了しています。平成27年度からは、新たな浸水が発生している箇所等の対策を引き続き進めています。

**【推進方針】**

- これまで対策を講じてきた短期で計画された地区は平成26年度で完了していますが、計画地区内外において局所的に溢水が発生している箇所や町内会等からの要望を踏まえ、対策が必要な箇所の整備を引き続き進めていきます。

	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
指標	水路の整備率 (溢水対策事業)	57.9%	88.7%
	水路の整備率 (普通河川整備事業)	39.4%	51.4%

**④内水対策の推進****【建設部・上下水道局】****【脆弱性評価】**

- 市街地における浸水被害を最小化するため、雨水幹線の整備を図っています。
- 側溝や水路（雨水幹線）などの排水施設の能力を超える大雨が発生した場合、雨水が溢れて発生する浸水を想定し、浸水区域や浸水深さなどの浸水に関する情報と大雨に備えるための情報を発信するため、内水ハザードマップの整備を図っています。

**【推進方針】**

- 平成 29 年度に策定した会津若松市総合治水計画に基づき、浸水被害を最小化し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、雨水管理総合計画に基づき雨水幹線整備を推進するとともに、住民を円滑に避難・誘導するための機能や内水による浸水に関する情報の共有ツールとしての機能のほか、住民の自助及び共助を促す機能等を有した内水ハザードマップの整備を進めます。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	雨水幹線の整備進捗率	18.3%	19.9%

**⑤ため池の決壊等防止****【農政部】****【脆弱性評価】**

- 平成 30 年 7 月の西日本豪雨において、農業用ため池で甚大な被害が発生したことから同年 11 月に国の防災重点ため池の認定基準が見直されたことを受け、本市のため池 50 箇所のうち、18 箇所を防災重点ため池として選定しています。
- 防災重点ため池については、耐震性検証及び浸水想定区域図（ハザードマップ）の作成を行うこととしており、浸水想定区域図を地区や学校等の公共施設へ配布したり、緊急避難行動がとれるよう説明会を開催するなど、周知を図っています。

**【推進方針】**

- 防災重点ため池の耐震性検証及び浸水想定区域図（ハザードマップ）が未調査となっている 2 箇所の調査を実施し、調査結果に基づき耐震性が安全基準を超えない場合には、ため池の管理者へ施設改修の対策工事を指導します。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	ハザードマップを作成した防災重点ため池の数	16 箇所	18 箇所

## ⑥水防対策の推進

〔市民部〕

### 【脆弱性評価】

- 近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、国・県と連携して計画的に河川の改修や土砂浚渫や河道掘削等による維持管理の強化を行う必要があります。また、
- 洪水が発生した場合に住民の自ら命を守るための行動を促すため、想定される浸水地域や浸水深を示した市ハザードマップの活用方法について町内会や学校等で出前講座を実施しており、その活用について住民への浸透を図っています。
- 国が管理する大川ダム（昭和62年10月完成）は、大雨が降った場合に水を貯めて水量を調節し、阿賀川流域の洪水を軽減する治水機能を有しています。気候変動の影響等により懸念されるダムの洪水調節機能を上回る異常洪水の発生に備え、ダム管理者による効果的なダムの操作、関係機関が連携した防災情報の共有や住民への周知を充実させる必要があります。

### 【推進方針】

- 洪水発生時の住民の主体的な避難行動を促進するため、引き続き市ホームページや出前講座によりハザードマップの周知と浸透を図ります。
- ダム下流域の防災・減災のため、阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会の活動等を通じて、大川ダムの適切な維持管理・更新や、洪水貯留準備操作（事前放流）による洪水調節機能の強化など、国の取組を促進します。加えて、豪雨等の緊急時における関係機関との情報共有や住民への情報提供について、より有効に行われるよう関係機関の連携体制を強化します。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	防災出前講座参加者数	1,634人	960人

リスクシナリオ 1-3	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
-------------	----------------------------------

<b>①火山噴火避難体制の整備</b>	<b>〔市民部〕</b>
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○本市は、気象庁による常時観測・監視が行われている磐梯山の火山周辺市町村には該当しませんが、積雪時期の大規模な噴火に伴う融雪による火山泥流が河東地区の一部に流下するおそれがあることから、火山防災マップを更新し、市民に周知を図る必要があります。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○磐梯山の火山防災協議会の取り組みを通じ、国、県、関係市町村が一体となり市民の警戒避難体制の整備を推進していきます。また、火山防災マップの更新と配布・活用や出前講座により火山災害のリスクと避難行動についての地域住民への周知を進め、火山災害に対する安全対策の強化を図ります。</p>	

<b>②土砂災害防止対策の推進</b>	<b>〔市民部〕</b>
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○本市には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律」に基づき、県により指定された土砂災害警戒区域が151箇所あります。市では指定時の住民説明会の開催やハザードマップを作成、配布することで、土砂災害のおそれのある区域を周知していますが、土砂災害の危険が高まった場合に市民が適切な避難行動を取れるよう継続した取り組みが必要となります。</p> <p>○本市の土砂災害警戒区域を有する東山地区・鶴城地区・一箕地区・門田地区・大戸地区・湊地区の各地区において、土砂・流木等による被害を防ぐための砂防堰堤等や急傾斜地への擁壁設置などが県により進められています。</p>	

### 【推進方針】

- 土砂災害の危険が高まった場合に市民が適切に避難行動をとれるよう、土砂災害警戒区域を含む地区住民に対し、ハザードマップを活用した出前講座等を実施するとともに自主防災組織の設立促進を行うなど、危険箇所の周知と防災意識の啓発に努めます。
- 土砂災害の被害を防止するための砂防堰堤や擁壁等のハード整備について、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、県に働きかけ、事業の促進を図ります。また、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、老朽化した施設等の更新についても取り組みを実施します。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	防災出前講座参加者数	1,634人	960人

### ③森林の多面的機能の保全

〔農政部〕

#### 【脆弱性評価】

- 森林所有者による経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加などにより、適切な管理が行われていない状況にあり、水源かん養や山地災害防止機能等の森林の多面的機能の低下が懸念されています。
- 森林資源の確保と自然環境保全を目的に、森林病虫害被害木の伐倒駆除、樹幹注入剤による感染予防などにより病虫害被害の拡散を抑制し、未被害森林の健全育成を図る必要があります。
- 近年多発する集中豪雨等により山腹崩壊や荒廃溪流が増大する傾向があり、被災した山林を復旧し、森林の荒廃と再被災の防止を図る必要があります。
- 計画的かつ効率的な森林整備のため、経年劣化する林道施設等の継続的な維持管理が必要となっています。
- 市有林の健全な育成とともに、市民に憩いと学びの場、森林レクリエーションや森林ボランティア活動の場として提供し、森林の機能や林業に対する理解を深める場としての整備を図っています。

**【推進方針】**

- 森林環境譲与税を活用し、森林所有者の管理責任を明確化するとともに、市が所有者に代わって管理を行う「新たな森林管理システム」に取り組みます。
- 被害木の早期発見により被害区域の拡大を防止し、併せて未被害森林を健全育成することで、森林機能の保全を図ります。
- 県との連携により、復旧治山事業に取り組みます。
- 林道の適切な維持管理に取り組むとともに、林業専用道の整備により、広範な森林資源の把握と利用拡大を図ります。
- 今後も間伐事業をはじめ計画的な森林の管理を行うとともに、森林ボランティアの育成に継続して取り組みます。

**④【再掲】土地利用の適正化****【建設部】****【脆弱性評価】**

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの災害ハザードエリアを考慮し、地域特性に応じた安全なまちづくりが必要となっています。

**【推進方針】**

- 居住や都市機能の適正な維持・誘導を図ることを目的とした「市立地適正化計画」を策定し、災害リスクの小さい区域への居住誘導など、安全な土地利用を推進します。

リスクシナリオ 1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
①道路の除排雪体制の強化	〔建設部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○降雪の状況や気象状況を正確かつ迅速に把握し、国・県及び関係機関との道路情報の収集・除雪作業における連携体制を強化し、効果的・効率的な除雪を実施する体制を整備していく必要があります。また、大雪時に緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策が実施される場合にも、道路管理者間で連携して対応し、大規模な車両滞留や長期間の通行止めを回避する必要があります。</p> <p>○本市では、除排雪作業の効率化を図るため、規格が異なる複数の除雪車で一定の区域の除雪を行う「面的除雪」の導入や通行の支障となる交差点内の雪山などを、協働による排雪専門班を組織し集中した排雪を行うなど、除雪体制の強化・充実に努めてきました。また、臨時雪捨て場の確保を行いながら、町内会と連携した雪溜場の確保を行っています。</p> <p>○除雪実施計画書に基づくとともに、除雪車運行管理システムの活用により、効果的・効率的な除雪作業を実施し、冬季間の安全かつ安心な道路交通を確保し、市民の安全確保と経済活動の安定を図ってきました。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○大雪時においても市内の主要道路の交通輸送を確保するため、国・県と積雪情報を共有するほか、効果的な除雪のための連携して除排雪を実施します。</p> <p>○災害対策基本法に基づく放置車両対策の指示等への対応など、国・県と連携し、大規模な車両滞留や長期間の通行止めの回避に努めます。</p> <p>○初動の早期化とブロック分けしての応援による令和元年度からの市道の除雪体制について、実施状況を検証しながら、その改善に努めます。</p> <p>○市所有の除雪用機械を計画的に更新するとともに、除排雪業務を受託可能な業者を募集し、除雪能力を維持・強化を図ります。</p>	



○冬期間の市民生活の安全確保と経済産業活動の安定のため、国や県、及び関係機関との連携の強化による道路管理者の相互応援の確保や、福島地方気象台及び雪氷体制判断支援サービス等の降雪観測機関からの迅速な情報の入手、道路パトロールによる積雪・路面状況の把握を実施していく等、迅速かつ的確な除雪作業を可能とする体制の強化を図ります。

**②除雪インフラの整備推進**

**〔建設部〕**

**【脆弱性評価】**

○冬期間の市民生活の安全確保と経済産業活動の安定のため、車道・歩道などに消融雪施設や防雪柵を整備しています。また、国道、県道、市道の消融雪施設の操作や補修などの維持管理を行っています。

**【推進方針】**

○車道・歩道などに消融雪施設や防雪柵を継続して整備するとともに、国道、県道、市道の消融雪施設の操作や補修などについても引き続き維持管理を実施していきます。

**リスクシナリオ 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生**

**①情報伝達手段の充実**

**〔企画政策部・市民部・健康福祉部〕**

**【脆弱性評価】**

○本市では緊急性の高い災害情報の住民への伝達を、登録制メールや緊急速報メールをはじめ、テレビのデータ放送（Lアラート連携）やコミュニティFM、市ホームページ、SNS、防災速報アプリなどの多様な情報発信手段で行っています。しかし、パソコンや携帯電話を持たない高齢者世帯等に対する情報伝達手段の確保が課題となっており、的確かつ迅速な情報伝達手段の構築・多重化に向けて検討を行う必要があります。

○とりわけ、障がい者世帯には、個々の障がいの特性を踏まえた適切な情報伝達が必要不可欠です。聴覚障がい者への情報伝達としては、登録制メールを広く勧め、防災メールの送信や市ホームページ等により、文字情報で発信している状況にありますが、文字情報のみでは理解が困難な住民もいることから、手話を活用した情報を発信する必要があります。

**【推進方針】**

- パソコンや携帯電話を持たない住民に対しても迅速に災害情報を伝達するため、出前講座や各種会議等において、災害時における情報機器の有効性について啓発し、携帯電話等の所有による登録制メールの普及を図っていきます。また、登録制メールや緊急速報メール等の発信と併せて、防災行政無線等を整備し情報伝達手段の多重化を図ります。
- 障がい者世帯に対して、緊急時の情報発信や注意喚起等の情報を適切に伝達できるよう、市ホームページ等への手話動画の掲載や読み上げアプリの普及促進などを進めます。また、情報機器を所有していない方に対しては、日常生活用具費助成事業により情報・意思疎通支援用具の普及を図ります。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	防災情報メール登録者数	9,206 件	14,500 件

**②地域防災力の向上**

**〔市民部〕**

**【脆弱性評価】**

○市民が自らの身を守れるよう、出前講座による防災講話やマイ・タイムラインの作成の普及を行うとともに、市民参加による総合防災訓練、地域住民による地区防災訓練を繰り返し実施し、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

- 災害発生時の共助の体制を整えるため、地域における防災の中核となる自主防災組織の設立を推進するとともに、災害発生時に効果的な活動ができるよう、平時から避難行動要支援者等の把握や各種訓練等を実施し、防災知識・技術の習得、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築することが必要です。また、事業所等においても組織的な防災活動が行われ、従業員や利用者の安全が図られるほか、周辺地域の自主防災組織と協力した活動が行われることが必要です。
- 災害対策基本法の改正（平成25年6月）により、地区住民による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が開設されたことを踏まえ、自主防災組織等によるこれまでの地域の取り組みを活かしながら、地区の特性に応じた計画の策定を促進する必要があります。

**【推進方針】**

- 出前講座の実施により防災についての知識と意識の高揚を図ります。
- 関係機関が連携した総合防災訓練を市民参加により実施するとともに、地域住民が主体となった地区防災訓練を実施します。
- 町内会や事業所において、避難誘導や初期消火、避難行動要支援者等への情報伝達、負傷者の救出など災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、消防や消防団の指導のもと各種訓練を行い、自主防災組織等の育成を図るとともに、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制を促進します。
- 出前講座や広報紙などにより、自主防災組織の必要性を周知するとともに、自主防災組織設立補助金による支援を通じ、各地域における自主防災組織の設立を推進します。
- 災害時の避難の呼びかけ、要援護者の避難行動の支援、倒壊した建物からの救出、避難所の運営など大規模な災害ほど地域における助け合いが重要となることから、地域コミュニティが主体となった地区防災計画の策定を促進します。モデル地区における策定状況を踏まえて、他地区における取り組みを支援します。

	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
指標	自主防災組織活動カバー率	2.9%	15.0%
	地域の防災訓練実施回数	6回	54回

**③避難行動要支援者対策の推進**

〔市民部〕

**【脆弱性評価】**

○災害時に自ら避難することが困難な人の安全を確保するため、「会津若松市災害時要配慮者支援プラン（全体計画）」に基づき、要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とした、情報伝達体制と避難行動支援の体制の構築を進めています。しかし、地域の支援者の登録や一人ひとりの具体的な避難の計画（個別計画）の作成が進まない状況にあり、地域の助け合いの取り組みを促進する必要があります。

**【推進方針】**

○要支援者への情報伝達と避難行動の支援のため、各地域における町内会や自主防災組織等と連携し、個別計画の実効性を高めるなど、地域との協働による避難行動要支援者へのさらなる支援体制の構築を推進します。

**④要配慮者利用施設における避難確保計画の作成**

〔市民部・健康福祉部・教育委員会〕

**【脆弱性評価】**

○水防法及び土砂災害防止法の改正（平成29年6月）により、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化されました。計画策定後は、避難訓練の積み重ね等を通じて、より具体的で実効性を有した計画への見直しが必要です。

**【推進方針】**

○避難確保計画を策定した施設に対しては、計画に基づいた避難訓練の実施や避難の確保を図るための必要な設備・資器材等の整備と定期的な計画の見直しを指導するとともに、未策定事業所に対しては、計画の策定を促します。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	避難確保計画の策定率	90.9%	100.0%

⑤学校における防災体制の強化	〔教育委員会〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○園児・児童・生徒が自らの命を守るため、発達段階に応じ、防災についての適切な意思決定ができることをねらいとして防災教育を進めています。教育計画では、主に社会科や理科、保健体育科、道徳科等に防災教育の内容を位置づけるとともに、各種活動や行事等も含め、教育活動全体を通じて実施しています。</p> <p>○全市立学校において、災害の未然防止と災害発生時の円滑な避難所運営ができるよう、学校防災計画と避難所マニュアルを策定しています。今後、訓練等を通じて随時改善していく必要があります。</p> <p>○市内の各課と連携しながら、学校が避難所となった際の効果的な開所のあり方を構築する必要があります。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○園児・児童・生徒の発達段階を考慮し、新学習指導要領の趣旨を踏まえてカリキュラムマネジメント等、教育内容の有機的な関連を生かして、防災教育を総合的かつ実践的に進めていきます。</p> <p>○学校の立地環境とハザードマップを分析するなどし、洪水や土砂災害、地震等々の各種災害による被害を想定し、学校防災計画と避難所マニュアルをより実効性のあるものにしていきます。</p> <p>○避難訓練や避難所体制の確認を通じ、市内の各課と改善策を検討し、災害に対して速やかに行動できるようにしていきます。</p>	

⑥在住外国人への情報伝達	〔企画政策部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○会津若松市国際交流協会と連携して SNS 等を活用した多言語による情報発信を実施しています。</p>	

**【推進方針】**

- 会津若松市国際交流協会による多言語対応のほか、外国人にも理解しやすい、やさしい日本語による情報発信を行います。
- 災害が発生した際の避難先や非常持出品、取るべき行動等の情報について、普段から入手しやすい環境の整備や、情報発信の手法について検討します。

**⑦観光客への情報発信と受入体制の整備****〔観光商工部〕****【脆弱性評価】**

- 災害発生時に情報を入手できない、また情報が理解できない場合に、逃げ遅れの発生リスクがあります。現在、観光客向け情報サイトとして「会津若松観光ナビ」及びインバウンド向け多言語対応のWEBサイト「VISIT AIZU」、外国人向け多言語観光アプリ「JAPAN 2 GO」（観光庁）などがありますが、防災情報や関連情報リンクなどがない状態のため、情報伝達手段の充実が必要です。
- 交通網が断絶した場合、大量の観光客等が帰宅困難者となるため、一次滞留者対策が必要となります。観光施設や宿泊施設、交通事業者などと連携して、帰宅困難者の把握や必要な情報伝達を行います。
- 災害が継続する中では、不正確な情報による風評が発生する場合があります。

**【推進方針】**

- 市の観光ポータルサイトの機能強化を進めていきます。
- 引き続き、観光施設や宿泊施設、交通事業者など観光関連業界との連携を図るとともに、災害時においては、各業界から迅速な状況把握に努めるとともに、観光サイトやSNSなど様々な媒体を活用して、地域内外への正確な情報伝達・発信を図ります。

**⑧避難誘導表示の整備****〔市民部〕****【脆弱性評価】**

- 避難場所等については、災害種別ごとに設定することとされており、災害種別図記号を用いた表示が求められています。

○市の指定避難場所となる施設には案内板を設置していますが、老朽化により修繕が必要なものや一部未設置の箇所があるため計画的に修繕、設置等の整備を行う必要があります。

**【推進方針】**

○老朽化した案内板の修繕を行うとともに、未設置の避難場所等に計画的に案内板の設置を行います。合わせて、災害種別図記号を用いた表示を導入します。

<b>【事前に備るべき目標 2】</b>	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
<b>リスクシナリオ 2-1</b>	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

<b>①水道管路の更新・耐震化</b>	<b>〔上下水道局〕</b>												
<b>【脆弱性評価】</b>													
○水道水の安定供給と災害に強い水道管網を構築するために「老朽管更新計画」及び「重要給水施設配水管整備計画」等を策定し、その計画に基づき、老朽化した水道管の更新・耐震化を実施していますが、今後、法定耐用年数（40年）を超える水道管が増加することが見込まれています。													
<b>【推進方針】</b>													
○水道施設全体の将来的な整備・更新計画となる「水道わかまつ施設整備アクションプラン」を策定し、既存計画の見直しを含めながら、管路更新及び災害対策の施設整備を計画的に進めていきます。													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">指標名</th> <th style="width: 20%;">現状値 (R1)</th> <th style="width: 30%;">目標値 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">指標</td> <td style="text-align: center;">基幹管路の耐震適合率</td> <td style="text-align: center;">39.17%</td> <td style="text-align: center;">41.02%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">重要給水施設配水管路の耐震適合率</td> <td style="text-align: center;">34.84%</td> <td style="text-align: center;">36.91%</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標	基幹管路の耐震適合率	39.17%	41.02%		重要給水施設配水管路の耐震適合率	34.84%	36.91%
	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)										
指標	基幹管路の耐震適合率	39.17%	41.02%										
	重要給水施設配水管路の耐震適合率	34.84%	36.91%										

<b>②上水道未整備地区における給水施設等の更新・耐震化</b>	<b>〔健康福祉部〕</b>
<b>【脆弱性評価】</b>	
○「市湊地区給水施設等整備計画」に基づき、水源調査の実施や補助金交付の支援により、給水が不安定な地区の解消や老朽施設の更新に取り組んできましたが、今後、老朽化した簡易水道施設の更新の必要があります。	



**【推進方針】**

- 湊地区の民営簡易水道の維持管理について、将来的なあり方を含め、地区住民との協議を行いながら飲料水の安定的な確保・供給に努めていきます。

**③災害時の給水体制の整備**

〔上下水道局〕

**【脆弱性評価】**

- 給水拠点は市内に点在するため、地震被害により道路の損傷等により通行ができないと飲料水の運搬ができなくなるため、運搬路及び給水拠点の確保等が必要となります。

**【推進方針】**

- 災害時の応急給水拠点として、市内の公民館や学校等 18 か所を目標に、応急給水用設備（バルーン型応急給水タンク（2 m<sup>3</sup>）及び組み立て式応急給水タンク（1 m<sup>3</sup>）を配備し緊急時に給水車により飲料水を運ぶ計画を検討していきます。

**④上水道未整備地区における災害時の給水体制の整備**

〔健康福祉部〕

**【脆弱性評価】**

- 上水道未整備地区においては、応急給水に対応できる飲料水の供給源がないことから、  
災害時には、上水道事業からの飲料水の提供等、他の部局や関係機関からの支援を受けることが必要です。

**【推進方針】**

- 上水道未整備地区における災害時の給水体制確保のためには、上水道事業や他機関からの提供の支援が必要であることから、上下水道局をはじめとした関係機関との連携強化を図り、災害時の給水体制の整備に努めます。

## ⑤非常用物資の確保

〔市民部〕

### 【脆弱性評価】

- 市としての備蓄については、トイレや通信設備など公共性が高い物資や、毛布などの個人での備蓄が難しい物資を優先的に整備を進めておりますが、最小限の生活必需品や食料についても段階的に整備を進めていく必要があります。
- 災害時の物資の確保については、流通ネットワーク備蓄を基本とし、民間事業所との災害時応援協定を締結しておりますが、実行性を確保し、円滑な物資調達の体制を整備していく必要があります。
- 災害に備えた「自助」の取り組みとして、物資の供給や支援が開始されるまでの間、家庭や企業において食料、飲料水、生活必需品の備蓄を促進する必要があります。

### 【推進方針】

- 緊急性が高く、かつ公共性が高い物資や個人での備蓄が難しい物資を優先的に整備していくとともに、最小限の生活必需品や食料についても段階的に整備を進めます。
- 民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資調達体制を確保します。
- 発災時に当面必要となる物資を家庭内・企業内で備蓄するよう、市政だよりやハザードマップへの掲載、出前講座等のさまざまな機会をとらえて啓発します。

**⑥【再掲】道路・橋りょう等の長寿命化****〔建設部〕****【脆弱性評価】**

○大規模災害時に応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、

各防災拠点ネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。本市では、市道の道路施設である舗装路面や法面、橋りょう、トンネル、道路付属物等である道路標識、道路照明灯などの安全性について総点検を実施し、健全度を把握しています。

会津若松市市道舗装補修計画や市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っており、緊急輸送道路（第2次確保路線9路線、第3次確保路線11路線）や幹線等の重要な路線については優先順位を付け実施し、良好な道路状態の維持を図っています。

○本市では613橋の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後40～50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路や幹線道橋等の橋梁や跨線橋等について、優先的に延命化（長寿命化）を図っています。

**【推進方針】**

○大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。また、市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕を行います。

○災害時においても緊急輸送道路等の市道の安全な通行を確保するため、「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の延命化（長寿命化）を推進します。実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	橋りょうの修繕率	37.7%	100.0%

⑦学校給食施設の整備	〔教育委員会〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○被災者への食料供給については、児童生徒の給食に影響がない範囲で、給食センター等の有効活用を検討することとしていますが、給食施設が老朽化しており、学校給食衛生管理基準への対応も含め、施設の再編成が課題となっている。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○安心安全な学校給食の安定的な提供とともに、災害時に対応できるよう、老朽化している学校給食施設について、集約化によるセンター方式の整備検討を進めます。</p>	

リスクシナリオ 2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
①【再掲】学校施設（避難所施設）の耐震化等	〔教育委員会〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○耐震化が必要である校舎等について耐震補強工事を実施してきており、構造体の補強については令和3年度中に全て完了する予定です。</p> <p>○構造体の耐震補強工事にあわせて、窓ガラスへの飛散防止フィルム施工などの改修を進めてきましたが、大規模空間における吊り天井やその他非構造部材など、一部改修が必要な箇所があります。</p> <p>○生活様式の変化に伴う住宅事情等に対応するためトイレの洋式化を進めているところであり、今後も整備していく必要があります。</p> <p>○学校施設については全般的に老朽化が進んでいることから、適切な保全が必要です。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○耐震化事業として、非構造部材の改修を計画的に進めていきます。</p> <p>○トイレの洋式化については、区画整備率100%を目標に整備を進めていきます。</p>	

- 屋内運動場の屋根改修や校舎等の外壁改修、さらには校舎屋上の改修等について、計画的に実施することで、安全・安心な教育環境の確保を図ります。
- バリアフリー法の改正により、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー適合義務の対象となる施設（特別特定建築物）に公立小中学校を追加するための規定が整備されたところであり、建物の新築・改修などを行う際には、これまでと同様、ユニバーサルデザインに配慮した取組を進めていきます。

## ②【再掲】学校における防災体制の強化

【教育委員会】

### 【脆弱性評価】

- 園児・児童・生徒が自らの命を守るため、発達段階に応じ、防災についての適切な意思決定ができることをねらいとして防災教育を進めています。教育計画では、主に社会科や理科、保健体育科、道徳科等に防災教育の内容を位置づけるとともに、各種活動や行事等も含め、教育活動全体を通じて実施しています。
- 全市立学校において、災害の未然防止と災害発生時の円滑な避難所運営ができるよう、学校防災計画と避難所マニュアルを策定しています。今後、訓練等を通じて随時改善していく必要があります。
- 庁内の各課と連携しながら、学校が避難所となった際の効果的な開所のあり方を構築する必要があります。

### 【推進方針】

- 園児・児童・生徒の発達段階を考慮し、新学習指導要領の趣旨を踏まえてカリキュラムマネジメント等、教育内容の有機的な関連を生かして、防災教育を総合的かつ実践的に進めていきます。
- 学校の立地環境とハザードマップを分析するなどし、洪水や土砂災害、地震等々の各種災害による被害を想定し、学校防災計画と避難所マニュアルをより実効性のあるものにしていきます。
- 避難訓練や避難所体制の確認を通じ、庁内の各課と改善策を検討し、災害に対して速やかに行動できるようにしていきます。

**③【再掲】公園の整備**

〔建設部〕

**【脆弱性評価】**

- 都市公園施設は、幼児から高齢者まで誰もが利用できる憩いの場や都市における環境保全、景観形成の役割を有する他、災害発生時の避難場所としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害の備えが必要です。また、老朽化が進む都市公園施設について、公園施設長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全を確保していく必要があります。
- 管理する都市公園のうち、あいづ総合体育館や鶴ヶ城体育館については、災害時に避難所として多くの避難者を受け入れる施設ですが、老朽化が顕著に見受けられ、耐震化等の防災・減災対策が必要です。
- 再生可能エネルギーを公園施設で使用し、災害時（停電時）には補助的な電源として使用可能なシステムづくりと整備が必要です。

**【推進方針】**

- 公園施設長寿命化計画に基づく施設更新と引き続き適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と防災機能の確保や公園利用者の安全・安心の確保を図ります。
- あいづ総合体育館や鶴ヶ城体育館及び大町中央公園等の市内の主な公園について、災害時の避難所として多くの避難者を受け入れる重要な施設であることから、耐震化や施設の防災機能の充実等の防災・減災対策の実施を図ります。
- 民間活力や官民連携による公園施設への再生可能エネルギーや蓄電設備等の導入を検討し、平時や災害時に使用可能なシステムづくりの研究を進めます。

**④避難所となる施設の改修・修繕等**

〔教育委員会〕

**【脆弱性評価】**

- 河東総合体育館とふれあい体育館が避難所に指定されていますが、ふれあい体育館は耐震性が低いため、災害の種類によっては使用できません。

○河東総合体育館は、令和元年度に機械設備（ボイラー制御基盤等）改修工事及び高圧気中開閉器取替工事を実施しました。

**【推進方針】**

○各施設において老朽化に伴う損傷・故障等が生じていますので、定期的な点検と適切な保守管理を行いながら、計画的な修繕・改修等を実施していきます。

○ふれあい体育館の改修等については、平成30年度に実施した耐震診断結果を踏まえ、庁内における公共施設の在り方についての協議の中で検討していきます。

○河東総合体育館は、令和2年度に機械設備（ボイラーポンプ等）改修工事及び照明制御改修工事を実施します。

**⑤避難場所・避難所の確保**

**〔市民部〕**

**【脆弱性評価】**

○本市では、国の基準を踏まえ災害種別ごとに、市内の公共施設のうち139か所を避難場所、35か所を避難所として指定しており、全避難所の想定収容人数は約12,000人となっています。

○公共施設の立地によっては、最寄りの避難場所等までの距離が遠い地区があります。

○指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のための福祉避難所として、市や民間の福祉施設を指定しています。

**【推進方針】**

○感染症予防対策として、避難所の収容人数を想定よりも少なくする場合や、災害の種類によっては使用できない避難場所等もあるため、民間施設も含めた新たな避難場所等の確保を図ります。

○民間の福祉施設との災害時応援協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。

⑥指定避難所以外への避難者への支援	〔市民部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○指定避難所の容量を超える避難者が発生したり、避難所の生活環境への不安などにより指定避難所に避難できない人や、在宅避難、車中泊をする人が発生することが想定され、こうした方々に対する支援が必要です。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○災害時には自主防災組織や町内会等と連携し、指定避難所以外への避難者の把握に努めるとともに、必要な情報や物資等の支援が行き届く体制の構築を目指します。</p>	

リスクシナリオ 2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
①道路ネットワークの整備	〔建設部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○高速道路をはじめとする幹線道路は広域的な避難路、緊急輸送路としての機能を踏まえ、これらの機能を維持・確保するために必要な道路幅員の確保など整備・改善が必要です。</p> <p>○本市が加盟する期成同盟会等の要望活動に積極的に参加し、要望路線の整備促進とともに、地方における道路整備の必要性、緊急性を訴え、必要な財源確保に努めてきました。</p> <p>○災害時の円滑な避難路の確保、交流人口の拡大、広域道路交通ネットワークの整備推進が求められており、国の交付金等の財源を確保しながら計画的に事業を進めています。</p>	



**【推進方針】**

- 関係市町村・団体等との連携を深め、本市が加盟する期成同盟会等において、高速交通体系の整備及び国県道を中心とする幹線道路整備の必要性や緊急性について、継続して要望活動に取り組みます。
- 本市の東西を連絡する重要な幹線道路である藤室鍛冶屋敷線や、中心市街地活性化に向け、地元まちづくり団体との協働による沿道整備と一体となった道路整備を進めている会津若松駅中町線などの整備を進め、安全で快適な幹線道路ネットワークを形成します。また、国県道も含めた無電柱化を進めるとともに、消融雪施設の整備促進を図り、冬期間の路線確保に努めます。
- 市内の幹線道路の道路交通体系の構築に向け、幹線市道等の整備や拡幅を計画的に進めます。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	都市計画道路の整備率	65.4%	68.1%

**②道路管理者間の連携体制の確保****【建設部】****【脆弱性評価】**

- 大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応することが必要です。

**【推進方針】**

- 国・県・市の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、事前の迂回路の計画や災害・雪害における相互応援等について検討し、連携体制の構築に努めます。

**リスクシナリオ 2-4 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

**①【再掲】消防団の体制強化** **〔市民部〕**

**【脆弱性評価】**

- 消防本部との連携により、広域的な常備消防体制と緊急搬送体制を確保しています。
- 消防団は少子高齢化や就業構造の変化、地域コミュニティ意識の希薄化などにより、新たな消防団員の確保が困難な状況となっています。
- 消防施設・車両等の整備については、経年劣化による老朽化が進み、計画的な更新・修繕の必要があります。

**【推進方針】**

- 平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、これまで以上に装備の充実や待遇の改善が求められていることから、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、消防団員の確保や機能別消防団員制度も含めた組織体制の見直しについて消防団と協議しながら検討を進めていきます。
- 消防団が利用する施設・設備・車両等については、適正な施設・車両等の整備のあり方を踏まえ、適切な維持管理、老朽化した施設・設備・車両等の更新等を計画的に進めます。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	消防団員定員充足率	91.5%	94.9%

**②【再掲】地域防災力の向上** **〔市民部〕**

**【脆弱性評価】**

- 市民が自らの身を守るよう、出前講座による防災講話やマイ・タイムラインの作成の普及を行うとともに、市民参加による総合防災訓練、地域住民による地区防災訓練を繰り返し実施し、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

- 災害発生時の共助の体制を整えるため、地域における防災の中核となる自主防災組織の設立を推進するとともに、災害発生時に効果的な活動ができるよう、平時から避難行動要支援者等の把握や各種訓練等を実施し、防災知識・技術の習得、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築することが必要です。また、事業所等においても組織的な防災活動が行われ、従業員や利用者の安全が図られるほか、周辺地域の自主防災組織と協力した活動が行われることが必要です。
- 災害対策基本法の改正（平成25年6月）により、地区住民による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が開設されたことを踏まえ、自主防災組織等によるこれまでの地域の取り組みを活かしながら、地区の特性に応じた計画の策定を促進する必要があります。

**【推進方針】**

- 出前講座の実施により防災についての知識と意識の高揚を図ります。
- 関係機関が連携した総合防災訓練を市民参加により実施するとともに、地域住民が主体となった地区防災訓練を実施します。
- 町内会や事業所において、避難誘導や初期消火、避難行動要支援者等への情報伝達、負傷者の救出など災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、消防や消防団の指導のもと各種訓練を行い、自主防災組織等の育成を図るとともに、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制を促進します。
- 出前講座や広報紙などにより、自主防災組織の必要性を周知するとともに、自主防災組織設立補助金による支援を通じ、各地域における自主防災組織の設立を推進します。

	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
指標	自主防災組織活動カバー率	2.9%	15.0%
	地域の防災訓練実施回数	6回	54回

リスクシナリオ 2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
-------------	----------------------

①公共交通ネットワークの確保・維持	〔企画政策部〕
-------------------	---------

**【脆弱性評価】**

- 鉄道、バス事業者との連絡体制に基づき運行・運休情報について情報共有を図っています。
- 代替輸送が必要な事態が発生した場合は交通事業者による対応が基本となりますが、対応状況等について情報共有を図っています。
- 大規模災害時の各交通事業者の対応方針・マニュアル等を共有したり、取りまとめをするような取組には至っていません。
- 公共交通運行情報の標準化・オープンデータ化が進められ、スマートフォン等により乗換検索等が便利に行うことが出来るようになってはいますが、緊急の運休情報などは紙媒体やHP上に公表することしか出来ておらず、災害時等において利用者に対し臨時運休や代替交通の情報を即時的に提供することが課題となっています。

**【推進方針】**

- 大規模災害時の各交通事業者の対応方針・マニュアル等を共有することにより、事業者間・モード間での連携した対応が図ることが出来る体制の整備を検討していきます。
- 災害時等において利用者が、スマートフォン等において、臨時運休や代替交通の情報を即時的に取得できるような利用環境の整備を検討していきます。

②【再掲】観光客への情報発信と受入体制の整備	〔観光商工部〕
------------------------	---------

**【脆弱性評価】**

- 災害発生時に情報を入手できない、また情報が理解できない場合に、逃げ遅れの発生リスクがあります。現在、観光客向け情報サイトとして「会津若松観光ナビ」及びインバウンド向け多言語対応のWEBサイト「VISIT AIZU」、外国人向け多言語観光アプリ「JAPAN 2 GO」（観光庁）などがありますが、防災情報や関連情報リンクなどがない状態のため、情報伝達手段の充実が必要です。

○交通網が断絶した場合、大量の観光客等が帰宅困難者となるため、一次滞留者対策が必要となります。観光施設や宿泊施設、交通事業者などと連携して、帰宅困難者の把握や必要な情報伝達を行います。

○災害が継続する中では、不正確な情報による風評が発生する場合があります。

**【推進方針】**

○市の観光ポータルサイトの機能強化を進めていきます。

○引き続き、観光施設や宿泊施設、交通事業者など観光関連業界との連携を図るとともに、災害時においては、各業界から迅速な状況把握に努めるとともに、観光サイトやSNSなど様々な媒体を活用して、地域内外への正確な情報伝達・発信を図ります。

<p><b>③【再掲】非常用物資の確保</b></p>	<p><b>〔市民部〕</b></p>
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○市としての備蓄については、トイレや通信設備など公共性が高い物資や、毛布などの個人での備蓄が難しい物資を優先的に整備を進めておりますが、最小限の生活必需品や食料についても段階的に整備を進めていく必要があります。</p> <p>○災害時の物資の確保については、流通ネットワーク備蓄を基本とし、民間事業所との災害時応援協定を締結しておりますが、実行性を確保し、円滑な物資調達の体制を整備していく必要があります。</p> <p>○災害に備えた「自助」の取り組みとして、物資の供給や支援が開始されるまでの間、家庭や企業において食料、飲料水、生活必需品の備蓄を促進する必要があります。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○緊急性が高く、かつ公共性が高い物資や個人での備蓄が難しい物資を優先的に整備していくとともに、最小限の生活必需品や食料についても段階的に整備を進めます。</p> <p>○民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資調達体制を確保します。</p> <p>○発災時に当面必要となる物資を家庭内・企業内で備蓄するよう、市政だよりやハザードマップへの掲載、出前講座等のさまざまな機会をとらえて啓発します。</p>	

<b>リスクシナリオ 2-6</b>	<b>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</b>
<b>①応急医療・救護体制の強化</b>	<b>〔健康福祉部〕</b>
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の救急医療体制を確保するため、医療機関や県等との情報共有と連携を図り、迅速かつ適切な医療救護活動の体制整備を図る必要があります。</li> <li>○医療施設の被災や医療従事者の確保の困難に伴い、適切な医療を提供できないことが想定されることから、医療機関や保健所等と連携し医療救護体制を整備する必要があります。</li> <li>○緊急輸送体制の確保をはじめ、医薬品等を含め医療資材の供給体制の困難が想定されることから、県、医療機関や消防署など関係機関との体制整備に向けて検討する必要があります。</li> <li>○避難所・救護所におけるマスクやアルコール消毒液等の衛生資材や医薬品等について、状況に応じた確保ができる体制を整備する必要があります。</li> <li>○医療機関や避難所において、医療救護支援に必要な専門職の不足が想定されることから、県や医療機関など関係機関と連携して支援体制を整備しておく必要があります。</li> </ul> <p><b>【推進方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な医療提供を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と災害時の医療に関する救援活動における協定を締結しています。今後、地域における関係機関の役割分担を明確にし、迅速かつ機能的な行動が図られるよう情報の共有化と医療救護体制の確保に向けて検討していきます。</li> <li>○災害時の緊急輸送体制の確保に向けて、医療機関や消防署など関係機関との体制整備に向けて検討していきます。</li> <li>○一定の備蓄がある衛生資材については管理体制の強化を図ることにより、また、医薬品等については、県の災害時医薬品等供給マニュアル、災害時医薬品等備蓄供給システム及び災害時衛生材料等備蓄供給システムに基づく県への供給要請を行うことにより、様々な災害状況に対応できる体制づくりに努めます。</li> </ul>	

○避難者の健康管理やメンタルケアなどを行うために、県と支援体制が構築されていますが、体制強化や専門人材の育成に向けて、関係機関と一層の連携体制が図られるよう取組に努めます。

## ②【再掲】道路・橋りょう等の長寿命化

〔建設部〕

### 【脆弱性評価】

○大規模災害時に応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、

各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。

本市では、市道の道路施設である舗装路面や法面、橋りょう、トンネル、道路付属物等である道路標識、道路照明灯などの安全性について総点検を実施し、健全度を把握しています。

会津若松市市道舗装補修計画や市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っており、緊急輸送道路（第2次確保路線9路線、第3次確保路線11路線）や幹線等の重要な路線については優先順位を付け実施し、良好な道路状態の維持を図っています。

○本市では613橋の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後40～50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路や幹線道橋等の橋梁や跨線橋等について、優先的に延命化（長寿命化）を図っています。

### 【推進方針】

○大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。また、市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕を行います。

○災害時においても緊急輸送道路等の市道の安全な通行を確保するため、「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の延命化（長寿命化）を推進します。実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
		橋りょうの修繕率	37.7%

リスクシナリオ 2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
①災害時における感染症等の拡大防止	〔健康福祉部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合に、地域の衛生状態の良好な環境が維持されないことで感染症等の発生が懸念されます。</p> <p>○災害時における感染症の予防とまん延の防止のため、平時から健康診断や法令に定められた予防接種（定期接種）を継続して推奨する必要があります。</p> <p>○感染症への迅速な対応を図るため、マスクやアルコール消毒液等の衛生資材や医薬品等について、状況に応じた確保ができる体制を整備する必要があります。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○様々な機会や媒体を活用して、市民に対し感染症予防の知識や衛生環境の確保に関する知識の普及啓発に努めます。</p> <p>○平時から健康診断や法令に定められた予防接種（定期接種）について、継続して勧奨に努めます。</p> <p>○一定の備蓄がある衛生資材については管理体制の強化を図ることにより、また、医薬品等については、県の災害時医薬品等供給マニュアル、災害時医薬品等備蓄供給システム及び災害時衛生材料等備蓄供給システムに基づく県への供給要請を行うことにより、様々な災害状況に対応できる体制づくりに努めます。</p>	



指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	麻しん風しん混合ワクチンの接種率（特に罹患によるリスクが高い疾病予防の予防接種）	93.8%	95.0%

## ②生活排水対策

〔上下水道局〕

### 【脆弱性評価】

- 水質汚濁の要因である既存の単独処理浄化槽・くみ取り便槽を使用している住宅等の増改築による合併処理浄化槽への転換に対し、設置に係る経費を補助し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図っています。
- また、個人管理の浄化槽については、浄化槽法に基づく適正な管理を個人の責任において行うことが義務付けられており、使用者への更なる管理指導啓発が必要です。

### 【推進方針】

- 当該事業は公共下水道事業の進捗に大きく影響されますが、生活排水による公共用水域の水質を防止する必要があることから、引き続き継続していきます。
- 個人管理浄化槽の適切な管理に関する情報を提供し、清掃業者との協力による適正管理の啓発活動に努めるとともに、県及び県浄化槽協会等とも連携し、浄化槽の適正管理への指導対応を行っていきます。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	浄化槽補助交付基数（件/年）	30件	25件

### ③下水道施設の耐震化・長寿命化

〔上下水道局〕

#### 【脆弱性評価】

- 公共下水道会津若松処理区については、供用開始から37年以上が経過し施設の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画に基づく計画的な施設の改築更新、耐震化を行うとともに、点検・調査の実施体制を強化し、計画的な維持管理を行っていく必要があります。
- また、農業集落排水処理施設については、ほとんどの施設が建設から20年近く経過している状況で、今後の改築更新にあたっては施設の統合も検討しながら、効果的な改修等に取り組む必要があります。

#### 【推進方針】

- 持続可能な汚水処理サービスを提供するためには、その基盤となる施設の適正な維持管理と機能保全が重要であるため、下水浄化工場及び管渠については、ストックマネジメント計画に基づき確実な施設の補修・更新工事を実施し、また管渠等の耐震化を行い、総合的な管理運営を実施していきます。
- 農業集落排水処理施設については、施設の機能診断（老朽度・健全度等調査）の結果を基に、平成30年度に策定した最適整備構想に基づき、今後、処理場の統合等も検討しながら、効率的な改修等に取り組んでいきます。

	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
指標	整備事業費率 (処理場)	1.4%	75.5%
	整備事業費率 (管渠)	21.5%	85.4%

④【再掲】学校における防災体制の強化

〔教育委員会〕

【脆弱性評価】

- 園児・児童・生徒が自らの命を守るため、発達段階に応じ、防災についての適切な意思決定ができることをねらいとして防災教育を進めています。教育計画では、主に社会科や理科、保健体育科、道徳科等に防災教育の内容を位置づけるとともに、各種活動や行事等も含め、教育活動全体を通じて実施しています。
- 全小中学校において、災害の未然防止と災害発生時の円滑な避難所運営ができるよう、学校防災計画と避難所マニュアルを策定しています。今後、訓練等を通じて随時改善していく必要があります。
- 市内の各課と連携しながら、学校が避難所となった際の効果的な連携のあり方を構築する必要があります。

【推進方針】

- 園児・児童・生徒の発達段階を考慮し、新学習指導要領の趣旨を踏まえてカリキュラムマネジメント等、教育内容の有機的な関連を生かして、防災教育を総合的かつ実践的に進めていきます。
- 学校の立地環境とハザードマップを分析するなどし、洪水や土砂災害、地震等々の各種災害による被害を想定し、学校防災計画と避難所マニュアルをより実効性のあるものにしていきます。
- 避難訓練や避難所体制の確認を通じ、市内の各課と改善策を検討し、災害に対して速やかに行動できるようにしていきます。

<b>リスクシナリオ 2-8</b>	<b>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</b>
<b>①被災者の衛生管理及び健康管理等の体制強化</b>	<b>〔健康福祉部〕</b>
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症への迅速な対応を図るため、マスクやアルコール消毒液等の衛生資材や医薬品等の安定的な供給体制の確保が求められます。</li> <li>○避難所となる施設の衛生環境の保持とともに、避難所以外へ避難する方へも含め、平時より市民に対し感染症予防の知識や衛生環境の確保に関する知識の普及啓発が必要があります。</li> <li>○浸水被害を受けた住居等の衛生環境が悪化しないよう消毒や害虫駆除が適切に行われるよう関係機関との連携や支援体制の確保が求められます。</li> <li>○避難者の健康状態が悪化しないよう、健康状態の把握とともに、健康管理やメンタルケアを行う必要があります。</li> </ul> <p><b>【推進方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県の災害時医薬品等供給マニュアル、災害時医薬品等備蓄供給システム及び災害時衛生材料等備蓄供給システムに基づく県への供給要請、衛生資材等の備蓄の管理体制の強化などにより、これらの安定的な供給体制を確保することにより、感染症への迅速な対応を図ります。</li> <li>○避難所の運営等において、3密解消や手指消毒など衛生管理の徹底による衛生環境の保持に努めます。</li> <li>○浸水被害の衛生管理の対策として、消毒や害虫駆除を実施しており、大規模や広域化なども想定して、今後も適切に行われるよう関係機関との連携に努めます。</li> <li>○避難者の健康管理やメンタルケアなどを行うために、県と支援体制が構築されていますが、体制強化や専門人材の育成に向けて、関係機関と一層の連携体制が図られるよう取組に努めます。</li> </ul>	

② <b>【再掲】</b> 災害時の給水体制の整備	〔上下水道局〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○給水拠点は市内に点在するため、地震被害により道路の損傷等により通行ができないと飲料水の運搬ができなくなるため、運搬路及び給水拠点の確保等が必要となります。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○災害時の応急給水拠点として、市内の公民館や学校等 18 か所を目標に、応急給水用設備（バルーン型応急給水タンク（2 m<sup>3</sup>）及び組み立て式応急給水タンク（1 m<sup>3</sup>）を配備し緊急時に給水車により飲料水を運ぶ計画を検討していきます。</p>	

③ <b>【再掲】</b> 上水道未整備地区における災害時の給水体制の整備	〔健康福祉部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○上水道未整備地区においては、応急給水に対応できる飲料水の供給源がないことから、災害時には、上水道事業からの飲料水の提供等、他の部局や関係機関からの支援を受けることが必要です。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○上水道未整備地区における災害時の給水体制確保のためには、上水道事業や他機関からの提供支援が必要であることから、上下水道局をはじめとした関係機関との連携強化を図り、災害時の給水体制の整備に努めます。</p>	

④ <b>【再掲】</b> 非常用物資の確保	〔市民部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○市としての備蓄については、トイレや通信設備など公共性が高い物資や、毛布などの個人での備蓄が難しい物資を優先的に整備を進めておりますが、最小限の生活必需品や食料についても段階的に整備を進めていく必要があります。</p>	

○災害時の物資の確保については、流通ネットワーク備蓄を基本とし、民間事業所との災害時応援協定を締結しておりますが、実行性を確保し、円滑な物資調達の体制を整備していく必要があります。

○災害に備えた「自助」の取り組みとして、物資の供給や支援が開始されるまでの間、家庭や企業において食料、飲料水、生活必需品の備蓄を促進する必要があります。

### 【推進方針】

○緊急性が高く、かつ公共性が高い物資や個人での備蓄が難しい物資を優先的に整備していくとともに、最小限の生活必需品や食料についても段階的に整備を進めます。

○民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資調達体制を確保します。

○発災時に当面必要となる物資を家庭内・企業内で備蓄するよう、市政だよりやハザードマップへの掲載、出前講座等のさまざまな機会をとらえて啓発します。

## ⑤ 【再掲】 避難場所・避難所の確保

〔市民部〕

### 【脆弱性評価】

○本市では、国の基準を踏まえ災害種別ごとに、市内の公共施設のうち139か所を避難場所、35か所を避難所として指定しています。

○公共施設の立地によっては、最寄りの避難場所等までの距離が遠い地区があります。

○指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のための福祉避難所として、市や民間の福祉施設を指定しています。

### 【推進方針】

○災害の種別によっては使用できない避難場所等もあるため、民間施設も含め、新たな避難場所等の確保を図ります。

○民間の福祉施設との災害時応援協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。

**【事前に備るべき目標3】 必要不可欠な行政機能は確保する**

**リスクシナリオ 3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**

**①【再掲】庁舎等の機能確保** **〔企画政策部・総務部・建設部〕**

**【脆弱性評価】**

- 市有建築物のうち、防災上重要建築物及び特定建築物の耐震化率は令和元年度末現在88.9%となっています。
- 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、市庁舎（本庁舎、栄町第一庁舎、栄町第二庁舎、追手町第二庁舎）の維持管理について計画的な改築又は修繕に努めるとともに、災害対応時に使用する設備を充実する必要があります。
- 防災拠点となる本庁舎の耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要があります。

**【推進方針】**

- 市有建築物の多くは、震災時の被害情報収集や災害対策指示、避難所などとして使用されることから、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、対象建築物の耐震化を図ります。
- 災害時において市役所機能を確保するため、市庁舎の長寿命化などの老朽化対策や改築を計画的に進めます。また、消防設備や発電機といった防災設備の適切な維持管理、更新等を行います。
- 令和4年度より仮庁舎として利活用する追手町第二庁舎については必要な改修等を計画的に進めていきます。
- 本庁舎については、災害時において本庁舎が防災拠点施設として機能するため、庁舎整備基本計画により、本庁舎旧館を耐震化し、新庁舎を整備します。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	市有施設の耐震化率	88.9%	98.0%

## ②業務継続に必要な体制の整備

〔総務部・市民部〕

### 【脆弱性評価】

- 大規模災害発生時に行政自らが被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、平成30年3月に「会津若松市災害時業務継続計画」を策定しました。また、平成31年2月には受援マニュアルを策定し、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制の構築に努めています。なお、これらの計画については各種訓練などを通して検証と見直しを図りながら実効性を高める取組を推進していく必要があります。
- 被災により勤務できない職員が多くなるほど、機能を維持・回復するための対応が増加することから、少しでも被災する職員を減らすことができるよう、日頃から、職員一人ひとりの防災・減災意識を向上させ、職場や家庭における防災・減災の取組を徹底する必要があります。
- 実際に災害が発生した際に、円滑に災害時の初動対応や住民ニーズへの対応等を進めていくためには、職員一人ひとりが自身の役割等の理解を深めておく必要があります。

### 【推進方針】

- 災害時業務継続計画や受援マニュアルに基づいた訓練を行い、その内容を検証し、必要に応じて適宜見直しを図りながら、実行性を高めていきます。
- 階層別職員研修や防災訓練などの様々な機会を活用して、職員に対して防災・減災意識の向上を図るとともに、具体的な減災方法等の周知に取り組みます。
- 各所属において、人事異動において人員体制の変更があった場合など定期的に業務継続計画に基づく対応等を確認するとともに、積極的に被災自治体への応援派遣を行うことにより、災害時対応のスキルアップを図ります。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	防災安全研修受講者数	28人	100人



### ③市町村相互応援体制の整備

〔市民部〕

#### 【脆弱性評価】

○大規模災害時において、市単独では十分な対応が困難な場合に備え、新潟県長岡市、山形県米沢市、東京都日野市、神奈川県横須賀市、三重県桑名市、新潟県三条市と協定を締結し、災害時に物資の供給や職員の派遣について相互に応援する体制を構築しています。

#### 【推進方針】

○大規模災害時に人的・物的支援を円滑に実施できるよう、相互応援協定を締結する市との間で、連絡体制の構築や防災訓練への相互参加など、応援体制の強化を図ります。

<b>【事前に備るべき目標 4】</b>	<b>必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</b>
<b>リスクシナリオ 4-1</b>	<b>防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</b>
① ICTに関する業務継続体制の強化	〔企画政策部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○業務のICTへの依存度が高い今日においては、ICTの利活用の有無が災害時の初動業務の迅速性に大きな影響を与えることが想定されます。</p> <p>○令和2年1月に「ICTに関する業務継続計画」策定し、重要システム・インフラ等の被害を最小限にとどめるとともに、速やかに普及するための体制を構築しています。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○「ICTに関する業務継続計画」について、環境の変化に対応して定期的な見直しを行い、最新の状態を保つとともに、各種訓練や周知により実効性を確保していきます。</p> <p>○データセンターへの接続手段の冗長化により、災害時の被災状況に合わせたネットワーク体制の維持を図ります。</p>	

<b>リスクシナリオ 4-2</b>	<b>情報伝達の不備や、災害時に活用する情報サービスが機能停止により、避難行動や救助・支援が遅れる事態</b>
① <b>【再掲】</b> 情報伝達手段の充実	〔企画政策部・市民部・健康福祉部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○本市では緊急性の高い災害情報の住民への伝達を、登録制メールや緊急速報メールをはじめ、テレビのデータ放送（Lアラート連携）やコミュニティFM、市ホームページ、SNS、防災速報アプリなどの多様な情報発信手段で行っています。しかし、パソコンや携帯電話を持たない高齢者世帯に対する情報伝達手段の確保が課題となっており、的確かつ迅速な情報伝達手段の構築・多重化に向けて検討を行っています。</p>	

○災害発生時においては、適切な時期に、個々の障がいの特性を踏まえた適切な情報伝達が行なわれることが、障がい者の安否確認や避難誘導などを的確に行うために必要不可欠です。聴覚障がい者への情報伝達としては、登録制メールを広く勧め、防災メールの送信や市ホームページ等により、文字情報で発信している状況にありますが、文字情報のみでは理解が困難な住民もいることから、手話を活用した情報発信が必要とされています。

### 【推進方針】

- パソコンや携帯電話を持たない住民に対しても迅速に災害情報を伝達するため、防災行政無線等を整備し、登録制メールや緊急速報メール等の発信と併せて情報伝達手段の多重化を図ります。また、出前講座や各種イベントにおいて、登録制メールの普及を図っていきます。
- 日常生活用具の給付対象でもあるタブレット端末などを活用し、市ホームページ等への手話動画の掲載などにより緊急時の情報発信や注意喚起等の実施について検討を進めます。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	防災情報メール登録者数	9,206 件	14,500 件

<b>【事前に備るべき目標5】</b>	<b>経済活動を機能不全に陥らせない</b>	
<b>リスクシナリオ 5-1</b>	<b>サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞</b>	
<b>①企業の経営基盤の強化</b>	<b>〔観光商工部〕</b>	
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害が発生した場合や景気が悪化した場合に、企業の存続及び事業活動の継続を支援するため、資金繰り対策に取り組んでいます。</li> <li>○小規模企業が事業者の半数以上を占めていることから、会津若松商工会議所やあいづ商工会と連携して各事業者の経営支援に取り組んでいます。</li> <li>○大規模な自然災害が発生した場合、各事業者の経営だけでなく、取引先など連鎖的に影響があることから、災害発生時に経済活動の停滞を招かないため、いち早く事業活動が再開され、また継続されるよう、事業者の事業継続計画策定を支援していく必要があります。</li> </ul> <p><b>【推進方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○融資制度や信保証料補助制度などの金融支援施策により、中小企業・小規模企業の資金繰り対策を支援していきます。</li> <li>○会津若松商工会議所及びあいづ商工会と連携して、各種相談業務や支援施策を実施することで中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を図り、競争力のある企業を育成します。</li> <li>○小規模事業者の事業継続力強化計画策定に向けた支援に関する計画（事業継続力強化支援計画）について、会津若松商工会議所及びあいづ商工会と連携して策定し、小規模事業者の事業継続力強化の支援体制を促進し、各事業者の事業継続計画策定の支援に取り組みます。</li> </ul>		

②工業団地の防災対策強化	〔観光商工部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○工業団地の防災力の強化のため、会津若松、一ノ堰、高久、河東、徳久の各工業団地における調整池等の公用施設や公用地について団地組合等と連携しながら適正に管理しています。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○一ノ堰工業団地の調整地については、土砂堆積率が上限に近づいていることから、機能維持のため汚泥撤去工事を行ないます。また、その他工業団地の調整池等の公用施設や公用地についても引き続き適正に管理していきます。</p>	

③【再掲】道路・橋りょう等の長寿命化	〔建設部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○大規模災害時に応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、</p> <p>各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。本市では、市道の道路施設である舗装路面や法面、橋りょう、トンネル、道路付属物等である道路標識、道路照明灯などの安全性について総点検を実施し、健全度を把握しています。</p> <p>会津若松市市道舗装補修計画や市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っており、緊急輸送道路（第2次確保路線9路線、第3次確保路線11路線）や幹線等の重要な路線については優先順位を付け実施し、良好な道路状態の維持を図っています。</p> <p>○本市では613橋の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後40～50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路や幹線道橋等の橋梁や跨線橋等について、優先的に延命化（長寿命化）を図っています。</p>	

**【推進方針】**

- 大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。また、市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕を行います。
- 災害時においても緊急輸送道路等の市道の安全な通行を確保するため、「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の延命化（長寿命化）を推進します。実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
		橋りょうの修繕率	37.7%

**リスクシナリオ 5-2****食料等の安定供給の停滞****①公設卸売市場の機能確保****〔農政部〕****【脆弱性評価】**

- 会津における唯一の公設卸売市場として、市民はもとより会津地方全域の消費者の日常生活に欠かすことのできない生鮮食料品等の安定供給を図るため市場機能を維持することが重要です。
- 多くの建物が建設から40年以上が経過し、経年劣化による老朽化が進んでおり、計画的な更新・修繕の必要があります。

**【推進方針】**

- 地域拠点市場としての機能を維持するために、施設の計画的な更新・修繕を行います。  
また、卸売市場法及び市場条例の改正内容を十分活用し、市場の活性化を図るための「市公設地方卸売市場経営展望」における基本戦略の具現化に向け、指定管理者や市場内事業者との連携による取組を進めていきます。

	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
指標	卸売業者年間取扱高 (青果)	166.6 百トン	186.5 百トン
	卸売業者年間取扱高 (水産)	100.6 百トン	99.3 百トン

### ②【再掲】災害時の給水体制の整備

〔上下水道局〕

#### 【脆弱性評価】

○給水拠点には市内に点在するため、地震被害により道路の損傷等により通行ができな  
いと飲料水の運搬ができなくなるため、運搬路及び給水拠点の確保等が必要となりま  
す。

#### 【推進方針】

○災害時の応急給水拠点として、市内の公民館や学校等 18 か所を目標に、応急給水用設  
備（バルーン型応急給水タンク（2 m<sup>3</sup>）及び組み立て式応急給水タンク（1 m<sup>3</sup>）を配  
備し緊急時に給水車により飲料水を運ぶ計画を検討していきます。

### ③【再掲】上水道未整備地区における災害時の給水体制の整備

〔健康福祉部〕

#### 【脆弱性評価】

○上水道未整備地区においては、応急給水に対応できる飲料水の供給源がないことか  
ら、災害時には、上水道事業からの飲料水の提供等、他の部局や関係機関からの支援  
を受けることが必要です。

#### 【推進方針】

○上水道未整備地区における災害時の給水体制確保のためには、上水道事業や他機関か  
らの提供支援が必要であることから、上下水道局をはじめとした関係機関との連携強  
化を図り、災害時の給水体制の整備に努めます。

④【再掲】非常用物資の確保	〔市民部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○市としての備蓄については、トイレや通信設備など公共性が高い物資や、毛布などの個人での備蓄が難しい物資を優先的に整備を進めておりますが、最小限の生活必需品や食料についても段階的に整備を進めていく必要があります。</p> <p>○災害時の物資の確保については、流通ネットワーク備蓄を基本とし、民間事業所との災害時応援協定を締結しておりますが、実行性を確保し、円滑な物資調達の体制を整備していく必要があります。</p> <p>○災害に備えた「自助」の取り組みとして、物資の供給や支援が開始されるまでの間、家庭や企業において食料、飲料水、生活必需品の備蓄を促進する必要があります。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○緊急性が高く、かつ公共性が高い物資や個人での備蓄が難しい物資を優先的に整備していくとともに、最小限の生活必需品や食料についても段階的に整備を進めます。</p> <p>○民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資調達体制を確保します。</p> <p>○発災時に当面必要となる物資を家庭内・企業内で備蓄するよう、市政だよりやハザードマップへの掲載、出前講座等のさまざまな機会をとらえて啓発します。</p>	

⑤農業生産基盤の災害強化	〔農政部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○耐用年数が超過した農業水利施設が増加し、パイプラインが破損する等の突発的な事故が増加しています。</p> <p>○施設の老朽化により、地震や豪雨などの際に破損や事故の恐れがある箇所について、長寿命化・防災減災事業に取り組んでいます。</p>	



### 【推進方針】

- 農業水利施設の機能を安定して発揮させるため、施設の点検と長寿命化対策を実施します。
- 適正な施設診断や機能保全計画を策定し、施設の状態を予測しながら、施設の劣化とリスクに応じた対策(時期・工法)を選定し、計画的に対策を実施します。
- 水管理の知識を持つ担い手の育成・確保や専門家による現地調査や施設診断を実施し、  
地域農業の省力化やコスト低減等を進めます。

【事前に備るべき目標 6】	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
リスクシナリオ 6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
①再生可能エネルギーの普及拡大	〔市民部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○「第2期環境基本計画（改訂版）」等に基づき、温室効果ガス排出量削減等を目的に、</p> <p>再生可能エネルギー等の普及拡大を推進しており、太陽光発電や蓄電池、電気自動車等の市有施設への率先導入をはじめ、市民による導入への支援や広報活動等を実施しています。</p> <p>○一部の庁舎等では、災害時の電源として使用できるよう蓄電池を設置しているほか、公用車として導入している電気自動車から電力供給を受けられるよう、電気自動車用充給電設備（V2H）を設置しています。</p> <p>○市民による再生可能エネルギー導入を支援するため、平成22年度より住宅用太陽光発電システム等設置補助金事業を実施していますが、FIT買取価格の低下に伴い、設置件数は減少傾向にあります。</p> <p>○市有施設2か所に設置している急速充電器を一般開放するなど、電気自動車等の普及拡大を図っていますが、市内での普及はあまり進んでいません。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○令和7年度に竣工予定の新庁舎をはじめ、引き続き、市有施設への再生可能エネルギー等の率先導入を進めることで、温室効果ガス排出量削減と併せ、庁舎等での災害時の電源確保を図ります。</p> <p>○住宅用太陽光発電システム等設置補助金については、令和2年度より住宅用蓄電池システムまたは電気自動車用充給電設備（V2H）の同時設置を要件としたところであり、本補助金を通じ、再生可能エネルギーや電気自動車等の普及拡大による温室効果ガス排出量削減と併せ、市民による災害時の電源確保を促進します。</p>	

○また、住宅用太陽光発電システムの自立運転機能や電気自動車用充電設備（V2H）による電気自動車等からの電力供給など、地球温暖化対策だけでなく、災害対策にも有効であることなどについて、市民向けの広報活動を実施することで、再生可能エネルギーや電気自動車等の普及拡大を図ります。

	指標名	現状値（R1）	目標値（R7）
指標	再生可能エネルギー発電施設の設備容量	225,922Kw	238,352Kw
	電気自動車・プラグインハイブリッド車台数	359台	8,000台

## ②災害時応援体制の整備（エネルギー供給）

〔市民部〕

### 【脆弱性評価】

○災害時に防災拠点や避難所、緊急車両等で必要となる燃料を確保するため、福島県石油業協同組合会津若松支部、福島県LPGガス協会会津支部などと災害時の協力協定を締結し、石油、ガス、関連機器の供給を受ける体制を構築しています。

また、電力については、東北電力ネットワーク株式会社社会津若松電力センターや福島県電設業協会会津支部などと災害時の協定を結び、被災施設の電力復旧の支援を要請することとしています。

### 【推進方針】

○行政のみによる対応の限界を補うものとして、民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資等の調達体制を確保します。

○大規模災害への応急復旧に必要な燃料等の確保と施設の早期復旧のため、防災訓練を通じて、関係事業者等と災害時の支援協定による体制の強化を図ります。

**【脆弱性評価】**

- 都市公園施設は、幼児から高齢者まで誰もが利用できる憩いの場や都市における環境保全、景観形成の役割を有する他、災害発生時の避難場所としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害の備えが必要です。  
また、老朽化が進む都市公園施設について、公園施設長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全を確保していく必要があります。
- 管理する都市公園のうち、あいづ総合体育館や鶴ヶ城体育館については、災害時に避難所として多くの避難者を受け入れる施設ですが、老朽化が顕著に見受けられ、耐震化等の防災・減災対策が必要です。
- 再生可能エネルギーを公園施設で使用し、災害時（停電時）には補助的な電源として使用可能なシステムづくりと整備が必要です。

**【推進方針】**

- 公園施設長寿命化計画に基づく施設更新と引き続き適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と防災機能の確保や公園利用者の安全・安心の確保を図ります。
- あいづ総合体育館や鶴ヶ城体育館及び大町中央公園等の市内の主な公園について、災害時の避難所として多くの避難者を受け入れる重要な施設であることから、耐震化や施設の防災機能の充実等の防災・減災対策の実施を図ります。
- 民間活力や官民連携による公園施設への再生可能エネルギーや蓄電設備等の導入を検討し、平時や災害時に使用可能なシステムづくりの研究を進めます。

**リスクシナリオ 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止**

**①【再掲】水道管路の更新・耐震化** **〔上下水道局〕**

**【脆弱性評価】**

○水道水の安定供給と災害に強い水道管網を構築するために「老朽管更新計画」及び「重要給水施設配水管整備計画」等を策定し、その計画に基づき、老朽化した水道管の更新・耐震化を実施していますが、今後、法定耐用年数（40年）を超える水道管が増加することが見込まれています。

**【推進方針】**

○水道施設全体の将来的な整備・更新計画となる「水道わかまつ施設整備アクションプラン」を策定し、既存計画の見直しを含めながら、管路更新及び災害対策の施設整備を計画的に進めていきます。

	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
指標	基幹管路の耐震適合率	39.17%	41.02%
	重要給水施設配水管路の耐震適合率	34.84%	36.91%

**②【再掲】上水道未整備地区における給水施設等の更新・耐震化** **〔健康福祉部〕**

**【脆弱性評価】**

○上水道未整備地区の給水施設等の整備については、平成26年度から「市湊地区給水施設等整備計画」に基づき、水源調査の実施や補助金交付の支援により、給水が不安定な地区の解消や老朽施設の更新に取り組んできましたが、今後、老朽化した湊地区の民営簡易水道施設及び市営簡易水道施設の更新が必要です。

### 【推進方針】

- 湊地区の民営簡易水道については、老朽施設の更新を含めた将来的な維持管理のあり方の整理が必要であることから、地区住民との協議を十分に行いながら、飲料水の安定的な確保・供給に努めていきます。
- 湊地区の市営簡易水道については、令和2年度から地方公営企業法を適用し、今後、現状の正確な把握に基づく経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図りながら、老朽化した施設の計画的な更新や適切な維持管理により、飲料水の安定的な供給に努めていきます。

### ③【再掲】下水道施設の耐震化・長寿命化

〔上下水道局〕

#### 【脆弱性評価】

- 公共下水道会津若松処理区については、供用開始から37年以上が経過し施設の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画に基づく計画的な施設の改築更新、耐震化を行うとともに、点検・調査の実施体制を強化し、計画的な維持管理を行っていく必要があります。
- また、農業集落排水処理施設については、ほとんどの施設が建設から20年近く経過している状況で、今後の改築更新にあたっては施設の統合も検討しながら、効果的な改修等に取り組む必要があります。

#### 【推進方針】

- 持続可能な汚水処理サービスを提供するためには、その基盤となる施設の適正な維持管理と機能保全が重要であるため、下水浄化工場及び管渠については、ストックマネジメント計画に基づき確実な施設の補修・更新工事を実施し、また管渠等の耐震化を行い、総合的な管理運営を実施していきます。
- 農業集落排水処理施設については、施設の機能診断（老朽度・健全度等調査）の結果を基に、平成30年度に策定した最適整備構想に基づき、今後、処理場の統合等も検討しながら、効率的な改修等に取り組んでいきます。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	整備事業費率 (処理場)	1.4%	75.5%
	整備事業費率 (管渠)	21.5%	85.4%

リスクシナリオ 6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
① <b>【再掲】</b> 公共交通ネットワークの確保・維持	〔企画政策部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○鉄道、バス事業者との連絡体制に基づき運行・運休情報について情報共有を図っています。</p> <p>○代替輸送が必要な事態が発生した場合は交通事業者による対応が基本となりますが、対応状況等について情報共有を図っています。</p> <p>○大規模災害時の各交通事業者の対応方針・マニュアル等を共有したり、取りまとめをするような取組には至っていません。</p> <p>○公共交通運行情報の標準化・オープンデータ化が進められ、スマートフォン等により乗換検索等が便利に行うことが出来るようになってはいますが、緊急の運休情報などは紙媒体やHP上に公表することしか出来ておらず、災害時等において利用者に対し臨時運休や代替交通の情報を即時的に提供することが課題となっています。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○大規模災害時の各交通事業者の対応方針・マニュアル等を共有することにより、事業者間・モード間での連携した対応が図ることができる体制の整備を検討していきます。</p> <p>○災害時等において利用者が、スマートフォン等において、臨時運休や代替交通の情報を即時的に取得できるような利用環境の整備を検討していきます。</p>	

## ②【再掲】道路・橋りょう等の長寿命化

〔建設部〕

### 【脆弱性評価】

○大規模災害時に応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、

各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。本市では、市道の道路施設である舗装路面や法面、橋りょう、トンネル、道路付属物等である道路標識、道路照明灯などの安全性について総点検を実施し、健全度を把握しています。

会津若松市市道舗装補修計画や市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っており、緊急輸送道路（第2次確保路線9路線、第3次確保路線11路線）や幹線等の重要な路線については優先順位を付け実施し、良好な道路状態の維持を図っています。

○本市では613橋の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後40～50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路や幹線道橋等の橋梁や跨線橋等について、優先的に延命化（長寿命化）を図っています。

### 【推進方針】

○大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。また、市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕を行います。

○災害時においても緊急輸送道路等の市道の安全な通行を確保するため、「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の延命化（長寿命化）を推進します。実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	橋りょうの修繕率	37.7%	100.0%



<b>【事前に備るべき目標 7】</b>	<b>制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</b>
<b>リスクシナリオ 7-1</b>	<b>制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</b>
<b>①【再掲】農業生産基盤の災害強化</b>	<b>〔農政部〕</b>
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐用年数が超過した農業水利施設が増加し、パイプラインが破損する等の突発的な事故が増加しています。</li> <li>○施設の老朽化により、地震や豪雨などの際に破損や事故の恐れがある箇所について、長寿命化・防災減災事業に取り組んでいます。</li> </ul> <p><b>【推進方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業水利施設の機能を安定して発揮させるため、施設の点検と長寿命化対策を実施します。</li> <li>○適正な施設診断や機能保全計画を策定し、施設の状態を予測しながら、施設の劣化とリスクに応じた対策(時期・工法)を選定し、計画的に対策を実施します。</li> <li>○水管理の知識を持つ担い手の育成・確保や専門家による現地調査や施設診断を実施し、地域農業の省力化やコスト低減等を進めます。</li> </ul>	
<b>②【再掲】ため池の決壊等防止</b>	<b>〔農政部〕</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 30 年 7 月の西日本豪雨において、農業用ため池で甚大な被害が発生したことから同年 11 月に国の防災重点ため池の認定基準が見直されたことを受け、本市のため池 50 箇所のうち、18 箇所を防災重点ため池として選定しています。</li> <li>○防災重点ため池については、耐震性検証及び浸水想定区域図（ハザードマップ）の作成を行うこととしており、浸水想定区域図を地区や学校等の公共施設へ配布したり、緊急避難行動がとれるよう説明会を開催するなど、周知を図っています。</li> </ul>	

**【推進方針】**

○防災重点ため池の耐震性検証及び浸水想定区域図（ハザードマップ）が未調査となっている2箇所の調査を実施し、調査結果に基づき耐震性が安全基準を超えない場合には、ため池の管理者へ施設改修の対策工事を指導します。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
		ハザードマップを作成した防災重点ため池の数	16 箇所

**リスクシナリオ 7-2****有害物質の大規模拡散・流出****①公害防止と生活環境の保全****〔市民部〕****【脆弱性評価】**

- 事業所の化学物質等については水質汚濁防止法及び大気汚染防止法、PRTR 法等により管理されており、本市においては福島県会津地方振興局が所管しています。
- 市内での油や化学物質流出による水質事故や有害物質漏洩事故等に対しては、県会津地方振興局や消防、警察等関係機関と協力して原因究明や事故対応などに当たるほか、  
庁内関係各課とも情報を共有して市民への被害の防止に努めます。
- 毎年、事故等緊急時のための連絡体制を整備しています。

**【推進方針】**

- 引き続き緊急時連絡体制を整備し、事故等が発生した時は県会津地方振興局や消防、警察等関係機関と協力して事故対応に当たるほか、庁内関係各課とも情報を共有して市民への被害の防止に努めます。

リスクシナリオ 7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
-------------	-------------------

①農地の多面的機能の保全	〔農政部〕
--------------	-------

**【脆弱性評価】**

- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の農業者団体等が行う農業用排水施設や農業用道路、その他農用地の保全管理活動等を支援しています。
- 活動組織においては、年間計画に沿って用排水路の泥上げや農道の草刈り、その他農地を保全するための各種活動を推進し、地域資源が良好に維持され、多面的機能の確保と耕作放棄地の発生防止につながります。
- 近年農業者の減少や高齢化により地域資源保全のための共同活動が困難となっている集落が多くなっています。

**【推進方針】**

- 農業者の減少や高齢化により共同活動が困難となっている集落については、近隣集落と一体となった活動（広域化）の取組について提案していきます。
- 各種制度をまだ活用していない集落について、地域資源の保全管理に向けた集落の体制づくりが確立できるよう、説明会等を通じて制度の周知を図ります。

	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
指標	多面的機能支払交付対象面積	4,477ha	4,965ha
	耕作放棄地の防止及び多面的機能の確保	100%	100%

②鳥獣被害対策の充実・強化	〔農政部〕
---------------	-------

**【脆弱性評価】**

- 市街地に近い里山や河川敷等で、ツキノワグマの目撃が増加傾向にあり、行政と地域が連携して里山整備や農地周辺の環境整備を行う必要があります。さらに、イノシシの個体数が増加し、目撃や被害が拡大しています。

### 【推進方針】

- 電気柵の普及推進とともに、人と野生鳥獣との棲み分けを図るため、誘引物の撤去、里山整備や農地周辺の下刈りを行うなど、市民の防除対策への意識向上を図り、状況に応じて適切な有害捕獲を行います。  
また、捕獲従事者の確保や技術向上のための支援を継続して行います。  
さらに、イノシシの個体数調整を目的とした指定管理鳥獣捕獲等事業について、県猟友会若松支部と協議しながら、事業の取組を要請していきます。

### ③【再掲】森林の多面的機能の保全

〔農政部〕

#### 【脆弱性評価】

- 森林所有者による経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加などにより、適切な管理が行われていない状況にあり、水源かん養や山地災害防止機能等の森林の多面的機能の低下が懸念されています。
- 森林資源の確保と自然環境保全を目的に、森林病虫害被害木の伐倒駆除、樹幹注入剤による感染予防などにより病虫害被害の拡散を抑制し、未被害森林の健全育成を図る必要があります。
- 近年多発する集中豪雨等により山腹崩壊や荒廃溪流が増大する傾向があり、被災した山林を復旧し、森林の荒廃と再被災の防止を図る必要があります。
- 計画的かつ効率的な森林整備のため、経年劣化する林道施設等の継続的な維持管理が必要となっています。
- 市有林の健全な育成とともに、市民に憩いと学びの場、森林レクリエーションや森林ボランティア活動の場として提供し、森林の機能や林業に対する理解を深める場としての整備を図っています。

#### 【推進方針】

- 森林環境譲与税を活用し、森林所有者の管理責任を明確化するとともに、市が所有者に代わって管理を行う「新たな森林管理システム」に取り組みます。

- 被害木の早期発見により被害区域の拡大を防止し、併せて未被害森林を健全育成することで、森林機能の保全を図ります。
- 県との連携により、復旧治山事業に取り組みます。
- 林道の適切な維持管理に取り組むとともに、林業専用道の整備により、広範な森林資源の把握と利用拡大を図ります。
- 今後も間伐事業をはじめ計画的な森林の管理を行うとともに、森林ボランティアの育成に継続して取り組みます。

【事前に備るべき目標 8】	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
リスクシナリオ 8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
①災害廃棄物処理体制の整備		〔市民部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○建物の浸水や倒壊等により災害廃棄物が大量に発生した場合、住空間の確保及び早急な復旧のため、災害廃棄物の仮置き場を適切に配置する必要があります。</p> <p>○避難所等の開設に伴い、仮設トイレの設置が求められるため、緊急時に利用できる仮設トイレの確保について検討する必要があります。</p> <p>○設置した仮置き場及び仮設トイレからの災害廃棄物（ごみ、し尿）について、通常のごみと併せ円滑に収集運搬を行える体制の整備が求められます。</p> <p><b>【推進方針】</b></p> <p>○災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理を行うため、災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生に備えます。</p>		

リスクシナリオ 8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
①災害・復興ボランティアの受入体制の確立		〔健康福祉部〕
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○大規模災害時に、被災者の多様なニーズに対応するため、災害ボランティアの受入と円滑な活動を支援する必要があります。</p>		

**【推進方針】**

- 災害ボランティアセンターを設置する会津若松市社会福祉協議会と連携を図りながら、災害時のボランティア活動の環境整備への協力や受け入れ体制の構築に努めます。

**②【再掲】市町村相互応援体制の整備**

〔市民部〕

**【脆弱性評価】**

- 大規模災害時において、市単独では十分な対応が困難な場合に備え、新潟県長岡市、山形県米沢市、東京都日野市、神奈川県横須賀市、三重県桑名市、新潟県三条市と協定を締結し、災害時に物資の供給や職員の派遣について相互に応援する体制を構築しています。

**【推進方針】**

- 大規模災害時に人的・物的支援を円滑に実施できるよう、相互応援協定を締結する市との間で、連絡体制の構築や防災訓練への相互参加など、応援体制の強化を図ります。

リスクシナリオ 8-3

地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

**①町内会や関係団体との連携強化**

〔市民部〕

**【脆弱性評価】**

- 高齢化や人口減少、価値観の多様化等により、地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化しています。
- 地域の活性化や防犯・防災、環境保全、福祉など様々な地域課題の解決に向けて、地域と行政が共に考え、取り組んでいくことが必要となっています。
- 地域コミュニティの基礎である町内会の活動促進や加入促進について市区長会と連携して、より効果的な支援策を検討し実施しています。

**【推進方針】**

- 町内会の活動や加入の促進について、町内会の役割の周知や住民の参加意識の高揚など、市区長会と連携し、より効果的な支援策を検討し実施します。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	町内会加入率	91.3%	92.0%

**②【再掲】地域防災力の向上****〔市民部〕****【脆弱性評価】**

- 市民が自らの身を守れるよう、出前講座による防災講話やマイ・タイムラインの作成の普及を行うとともに、市民参加による総合防災訓練、地域住民による地区防災訓練を繰り返し実施し、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。
- 災害発生時の共助の体制を整えるため、地域における防災の中核となる自主防災組織の設立を推進するとともに、災害発生時に効果的な活動ができるよう、平時から避難行動要支援者等の把握や各種訓練等を実施し、防災知識・技術の習得、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築することが必要です。また、事業所等においても組織的な防災活動が行われ、従業員や利用者の安全が図られるほか、周辺地域の自主防災組織と協力した活動が行われることが必要です。
- 災害対策基本法の改正（平成25年6月）により、地区住民による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が開設されたことを踏まえ、自主防災組織等によるこれまでの地域の取り組みを活かしながら、地区の特性に応じた計画の策定を促進する必要があります。

**【推進方針】**

- 出前講座の実施により防災についての知識と意識の高揚を図ります。
- 関係機関が連携した総合防災訓練を市民参加により実施するとともに、地域住民が主体となった地区防災訓練を実施します。



- 町内会や事業所において、避難誘導や初期消火、避難行動要支援者等への情報伝達、負傷者の救出など災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、消防や消防団の指導のもと各種訓練を行い、自主防災組織等の育成を図るとともに、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制を促進します。
- 出前講座や広報紙などにより、自主防災組織の必要性を周知するとともに、自主防災組織設立補助金による支援を通じ、各地域における自主防災組織の設立を推進します。
- 災害時の避難の呼びかけ、要援護者の避難行動の支援、倒壊した建物からの救出、避難所の運営など大規模な災害ほど地域における助け合いが重要となることから、地域コミュニティが主体となった地区防災計画の策定を促進します。モデル地区における策定状況を踏まえて、他地区における取り組みを支援します。

	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
指標	自主防災組織活動カバー率	2.9%	15.0%
	地域の防災訓練実施回数	6回	54回

リスクシナリオ 8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失
①指定文化財の防災対策	【教育委員会】
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>○市の所有の指定文化財については、国県の補助金等を活用しながら、施設の改修や防災対策を行っています。</p> <p>○個人等が所有する指定文化財については、国県の補助金に加え、市からも補助金を交付し、施設の改修や防災対策の支援を行っています。</p> <p>○消防署と連携し、施設の防火査察を行うとともに、年1回の火災防ぎょ訓練を実施し、所有者や市民の防災意識の向上に努めています。</p> <p>○経年劣化による老朽化が進んだ文化財もあり、計画的な更新・修繕の必要があります。</p> <p>○少子高齢化などにより、文化財の担い手の確保が難しくなっています。</p>	

**【推進方針】**

- 市の所有の指定文化財については、国県の補助金等を活用しながら、施設の改修や防災対策を行っていきます。
- 個人等が所有する指定文化財については、補助金を交付し、施設の改修や防災対策の支援を行っていきます。
- 消防署と連携し、施設の防火査察や火災防ぎょ訓練を実施し、所有者や市民の防災意識の向上に努めていきます。
- 今後策定予定の「文化財保存活用地域計画」を踏まえながら、文化財の保存活用や担い手確保の方策などを検討・実施していきます。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	補助金交付件数	5件	7件

**リスクシナリオ 8-5****事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態****①地籍調査の推進****〔農政部〕****【脆弱性評価】**

- 国土調査法に基づき地積調査を実施し、土地の実態を明確化することにより、不動産登記制度に寄与するとともに、土地に関する施策の基礎資料としての活用や、課税の適正化、土地の有効利用を進めます。
- 市全体の国土調査認証率は37.67%であり、市街地や山間部の認証率が低い状況にあります。

**【推進方針】**

- 第七次十ヵ年計画（令和2年度～11年度）に基づき、資産価値や土地利用の需要の高い都市部での事業化を行い、土地の有効利用によるまちづくりの促進と課税の適正化を図ります。
- 都市部においては、法務局の地図作成事業等と連携して事業を進めていきます。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	国土調査認証率	37.67%	38.30%

## ②【再掲】空家対策の推進

〔市民部〕

### 【脆弱性評価】

- 本市の空き家率は15.0%（平成30年住宅・土地統計調査）で平成25年（16.6%）と比較し減少していますが、依然、管理不全の空き家が点在しており、こうした空家は地震等による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生につながる危険性があります。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、「会津若松市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生を予防するとともに、
- 管理不全の空き家について所有者による適正管理が行われるよう適切な対策を行う必要があります。

### 【推進方針】

- 「会津若松市空家等対策計画」に基づき、地域や関係団体等との連携による空家の発生抑制や、所有者への適正管理を促すための取組を推進していきます。また、適正に管理されておらず、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす空家については、その利活用や除却等の対応も含め、所有者に対して適正管理を促すため、法に基づく助言・指導を行っていきます。

**リスクシナリオ 8-6 風評等による地域経済等への甚大な影響**

**①市民と行政とのコミュニケーションの推進** **〔企画政策部〕**

**【脆弱性評価】**

○ライフスタイルや価値観の多様化、パソコンやスマートフォンの普及などにより、市内外の人が必要とする情報や取得方法が多様化しています。そのため、市内外の人が、

あらゆる広報媒体から情報を必要なときに容易に取得できるよう、多様な広報手段を構築する必要があります。

**【推進方針】**

○市内外の人が必要な情報を入手できるよう、毎月発行する市政だよりをはじめ、新聞やテレビ、ラジオ、さらにインターネットでは、市公式ホームページのほか、地域情報ポータルサイト「会津若松プラス」による個人の属性や嗜好等に応じた情報の発信とSNSの各サービス（ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ）の特性を活かした情報発信を行うなど、様々な媒体を用いた、分かりやすい情報発信に努めていきます。

指標	指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)
	市ホームページアクセス数	200 万件	205 万件

**②【再掲】観光客への情報発信と受入体制の整備** **〔観光商工部〕**

**【脆弱性評価】**

○災害発生時に情報を入手できない、また情報が理解できない場合に、逃げ遅れの発生リスクがあります。現在、観光客向け情報サイトとして「会津若松観光ナビ」及びインバウンド向け多言語対応のWEBサイト「VISIT AIZU」、外国人向け多言語観光アプリ「JAPAN 2 GO」（観光庁）などがありますが、防災情報や関連情報リンクなどがない状態のため、情報伝達手段の充実が必要です。

○交通網が断絶した場合、大量の観光客等が帰宅困難者となるため、一次滞留者対策が必要となります。観光施設や宿泊施設、交通事業者などと連携して、帰宅困難者の把握や必要な情報伝達を行います。

○災害が継続する中では、不正確な情報による風評が発生する場合があります。

#### **【推進方針】**

○市の観光ポータルサイトの機能強化を進めていきます。

○引き続き、観光施設や宿泊施設、交通事業者など観光関連業界との連携を図るとともに、災害時においては、各業界から迅速な状況把握に努めるとともに、観光サイトやSNSなど様々な媒体を活用して、地域内外への正確な情報伝達・発信を図ります。

## 第5章 計画の推進

### 1 推進方針の重点化

本計画における30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」のうち、重要度、影響度、市の役割を考慮し、重点化により対応すべき15項目を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		重点化
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	○
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	○
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○
		1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	○
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○
		2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺	○
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○
		2-4	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○
		2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○

4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	
		5-2	食料等の安定供給の停滞	○
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止	○
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出	
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失	
		8-5	事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		8-6	風評等による地域経済等への甚大な影響	

## **2 計画の推進**

本計画の推進については、施策の推進方針に基づき、各施策の所管部署が中心となり個別事業の見直しや改善を行いながら施策の推進を図ります。

## **3 進捗管理及び見直し**

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や本市における各種計画等との調和を勘案しつつ、P D C Aサイクルによる見直しを適宜行うものとします。

## **4 計画推進のための取組（具体的事業）**

推進方針に基づき実施する個別事業については、別冊としてとりまとめました。